

吉賀町告示第10号

平成28年第1回吉賀町議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年2月19日

吉賀町長 中谷 勝

1 期 日 平成28年3月7日

2 場 所 吉賀町議会議場

○開会日に応招した議員

桑原 三平君	大多和安一君
三浦 浩明君	桜下 善博君
中田 元君	河村 隆行君
藤升 正夫君	河村由美子君
庭田 英明君	潮 久信君
安永 友行君	

○3月8日に応招した議員

○3月9日に応招した議員

○3月10日に応招した議員

○3月16日に応招した議員

○3月17日に応招した議員

○3月22日に応招した議員

○ 3月23日に応招した議員

○ 応招しなかった議員

平成28年 第1回(定例)吉賀町議会会議録(第1日)

平成28年3月7日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成28年3月7日 午前9時03分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 平成28年度町長施政方針
- 日程第6 陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情
- 日程第7 陳情第2号 TPP協定を国会で批准しないことを求める陳情
- 日程第8 発議第1号 消費税10%への増税中止を求める意見書(案)
- 日程第9 発議第2号 子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書(案)
- 日程第10 議案第3号 平成27年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第11 議案第4号 平成27年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第12 議案第5号 平成27年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第13 議案第6号 平成27年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第7号 平成27年度吉賀町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第15 議案第8号 平成27年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第16 議案第9号 平成27年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第17 議案第10号 平成27年度吉賀町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第18 議案第11号 鹿足郡事務組合規約の変更について
- 日程第19 議案第12号 吉賀町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第20 議案第13号 吉賀町過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程第21 議案第14号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第22 議案第15号 吉賀町行政不服審査会条例の制定について
- 日程第23 議案第16号 吉賀町行政不服審査関係手数料条例の制定について

- 日程第24 議案第17号 吉賀町農地環境整備事業分担金徴収条例の制定について
- 日程第25 議案第18号 吉賀町課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第19号 吉賀町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第20号 吉賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第21号 吉賀町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第22号 吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第23号 吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第24号 吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第25号 吉賀町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第26号 吉賀町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 議案第27号 吉賀町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第35 議案第28号 吉賀町ゴミの収集及び処分に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第36 議案第29号 吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第37 議案第30号 吉賀町高齢者いきいきまちづくり計画策定委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第38 議案第31号 吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第39 議案第32号 吉賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第40 議案第33号 吉賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第41 議案第34号 吉賀町一時保育事業実施条例を廃止する条例について
- 日程第42 議案第35号 吉賀町歯科診療所条例を廃止する条例について
- 日程第43 議案第36号 平成28年度吉賀町興学資金基金特別会計予算
- 日程第44 議案第37号 平成28年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第45 議案第38号 平成28年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算

- 日程第46 議案第39号 平成28年度吉賀町町介護保険事業特別会計予算
日程第47 議案第40号 平成28年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算
日程第48 議案第41号 平成28年度吉賀町簡易水道事業特別会計予算
日程第49 議案第42号 平成28年度吉賀町下水道事業特別会計予算
日程第50 議案第43号 平成28年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算
日程第51 議案第44号 平成28年度吉賀町一般会計予算
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 行政報告
日程第5 平成28年度町長施政方針
日程第6 陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情
日程第7 陳情第2号 TPP協定を国会で批准しないことを求める陳情
日程第8 発議第1号 消費税10%への増税中止を求める意見書（案）
日程第9 発議第2号 子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書（案）
日程第10 議案第3号 平成27年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第11 議案第4号 平成27年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第12 議案第5号 平成27年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第13 議案第6号 平成27年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第3号）
日程第14 議案第7号 平成27年度吉賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）
日程第15 議案第8号 平成27年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第16 議案第9号 平成27年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
日程第17 議案第10号 平成27年度吉賀町一般会計補正予算（第7号）
日程第18 議案第11号 鹿足郡事務組合規約の変更について
日程第19 議案第12号 吉賀町過疎地域自立促進計画の変更について
日程第20 議案第13号 吉賀町過疎地域自立促進計画の策定について
日程第21 議案第14号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

- 日程第22 議案第15号 吉賀町行政不服審査会条例の制定について
- 日程第23 議案第16号 吉賀町行政不服審査関係手数料条例の制定について
- 日程第24 議案第17号 吉賀町農地環境整備事業分担金徴収条例の制定について
- 日程第25 議案第18号 吉賀町課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第19号 吉賀町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第20号 吉賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第21号 吉賀町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第22号 吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第23号 吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第24号 吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第25号 吉賀町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第26号 吉賀町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 議案第27号 吉賀町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

出席議員（11名）

1 番 桑原 三平君	2 番 大多和安一君
3 番 三浦 浩明君	4 番 桜下 善博君
5 番 中田 元君	7 番 河村 隆行君
8 番 藤升 正夫君	9 番 河村由美子君
10番 庭田 英明君	11番 潮 久信君
12番 安永 友行君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	中谷 勝君	副町長	岩本 一巳君
教育長	青木 一富君	教育次長	坂田 浩明君
総務課長	赤松 寿志君	企画課長	深川 仁志君
税務住民課長	齋藤 明久君	保健福祉課長	宮本 泰宏君
産業課長	山本 秀夫君	建設水道課長	光長 勉君
柿木地域振興室長	三浦 憲司君	出納室長	谷 みどり君

午前9時03分開会

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達しておりますので、平成28年第1回吉賀町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（安永 友行君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって5番、中田議員、7番、河村隆行議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（安永 友行君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

議会運営委員長の報告を求めます。8番、藤升議会運営委員長。

○議会運営委員長（藤升 正夫君） それでは、会期につきまして報告いたします。

3月3日に行われました議会運営委員会におきまして、会期を本日より3月23日までの17日間としましたことを報告します。

○議長（安永 友行君） お諮りをします。本定例会の会期は、ただいま委員長報告のとおり、本日から3月23日までの17日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、会期を本日から3月23日までの17日間と決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（安永 友行君） 日程第3、諸般の報告を行います。本日の会議に出席の説明員の職、氏名は、お手元に配付したとおりです。

監査委員よりの例月出納検査報告、定期監査報告及び議長の動静報告は、お手元の配付資料のとおりです。

日程第4. 行政報告

○議長（安永 友行君） それでは、日程第4、行政報告を行います。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） おはようございます。それでは、12月定例議会に御報告申し上げた後の動静につきまして報告を申し上げます。

お手元の資料にございますけれど、主には12月15日、備中屋解体の地元説明会に出席させていただいております。

また、28日には、仕事納め式を行いながら消防の歳末の警戒に職員とともに出ております。

また、1月4日、仕事初めを行いましてから、7日にNTTの島根支社のほうへ社長がおいでになりましたのでこれに対応させていただいて、8日、ヨシワ工業等年始に参っております。

1月10日、消防出初め式を行いました。議員の皆様方にも御出席賜りましてありがとうございます。

また、新年度に当たりましての予算査定等、ごらんのような日程で対応させていただきまして、1月24日、25日、降雪がございましたので、除雪対策に対応させていただいたところでございます。

また、1月26日に広域事務局がいわゆる稟議等で協議に参っております。

それから、1月29日に林野関係の事業要望を東京で、また林野関係の職員の方々との意見交換会がございましたので出席させていただいております。

2月1日には、県の環境審議会がございましたので、そちらのほうへ出席させていただいております。

全員協議会等を経まして、また、予算査定等行っております。

2月6日につきましては、西石見地区の郵便局長会議がございましたので、出席いたしております。

2月8日の臨時議会を経まして、2月12日に益田広域の理事会を開催いたしておるのでこちらへ参加しております。

2月13日に、愛媛県知事がこちらで講演をされましたので、そちらのほうへ出席をさせていただいたところでございます。

また、2月14日から職員の採用を、2次試験の採用をやらせていただいたところでございま

す。

また、2月15日は、土地改良関係の会議、また、町村会の総会がございまして、その後、知事との意見交換会がございましたので出席させていただいております。

また、2月17日に全員協議会を行いました。その後、共和ゴムこの前、全協でお話ししております農業参入をしたいという共和ゴムの関係者が来庁されたので、面談させていただいております。

また、2月18日は松江財務事務所長がおいでになりまして、吉賀町の財政状況について財務省がどのように捉えているかという状況の分析等、いただいたところでございます。

概ね全ての項目について、吉賀町については問題ないということでもございましたけれど、将来的ないわゆる橋梁点検等で改修箇所が出てくる、そういったこと、また、突発的な予算を支出しなきゃならないような状況が出るときには、大変厳しい状況が出てくるから、そういったところは注意するよというこの御指導でございました。

また、2月19日は、西部県民センターのほうから石見地域の観光関係のことで協議においでになっております。

また、2月21日に、連合婦人会の総会へ出席させていただいております。

2月22日、竹島の日の記念式典に出席させていただきまして、翌23日は県の農林水産振興協議会の総会へ、また、24日は益田広域の組合議会がございましたので、組合議員の皆様方とともに議会のほうへ出席させていただきました。

また、25日には益田広域消防が来庁いたしましたので、その広域消防の事業についての御説明等を受け、また、吉賀町の教育委員の皆様方が、いわゆる形式ばらなくて話し合いがしたいということでございましたので、委員さんとの意見交換をさせていただいたところでございます。

29日には、事務組合の会議、これは、鹿足郡事務組合、そして、不燃物それから老人ホームこの3つの一部事務組合の会議をさせていただいたところでございます。

3月1日に吉賀高校の卒業式。

2日に副知事と教育長のほうへ面談を申し入れて、面談をさせていただいたところでございます。

3月3日は議会の全員協議会がございましたので、いろいろな事業の御説明をさせていただいたところでございます。

3月4日、六日市学園の卒業式、その午後、吉賀高校のキャリア教育の発表会がございましたので、そちらへ出席させていただいております。

3月5日土曜日、よしか立志塾が、一応終了したということで2期目の生徒が修了したということで、修了式に出しております。

また、昨日は吉賀町土地改良区総代会がございましたので、こちらのほうへ出席させていただいて、今日に至っておるところでございます。

以上でございます。

日程第5. 平成28年度町長施政方針

○議長（安永 友行君） それでは、日程第5. 平成28年度町長施政方針並びに提案理由説明書についての説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、平成28年第1回吉賀町議会の定例会に臨みます施政方針並びに提案理由につきまして、御説明をしていきたいというように思っております。お手元の資料を読み上げさせていただきながら進めさせていただきます。

平成28年第1回吉賀町議会定例会の開会に当たり、諸議案の説明に先立ちまして、今後の町政運営に臨む基本的な考え方的一端と施策の概要を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

さて、政府におきましては地方創生の推進と新たな政策である一億総活躍への挑戦においては、女性が活躍できる社会づくりを促し、農業においては、TPPを大きなチャンスとし、体質強化と所得倍増に向けた攻めの農業新時代として位置づけることなどを明言しております。

そして、平成28年度予算案においては、一般会計総額9兆7,218億円とし、税収の増加を見込みながら、国債発行依存度は結果としては変わらないものとなっております。

一方、地方交付税総額は前年度並みの1兆6,003億円が確保されていますが、その交付に当たっては、先進的な自治体の経費水準を他団体の基準財政需要額算定に反映するトップランナー方式を導入するとともに、歳出基準財政需要額及び収入額の効果額ではかるセミマクロ指標において議論がなされております。

したがって、交付団体においては引き続き住民サービスを確保しつつ、地域振興を行い、かつ、行政効率化を図っていかなければなりません。

いずれにしても、施策を効果的に展開していくのは地方自治体であり、そのような観点からも地方の責任は一層重くなっていることを従来に増してより強く意識しなければなりません。

町政を取り巻く諸情勢。

吉賀町は、昨年、新町誕生10年という節目の年を迎え、種々の記念行事等の開催を通して、住民の皆様とともに喜びを分かち合うとともに、将来への希望と発展を誓い、再出発したところでもあります。

引き続き本町の新しい歴史を刻み、後世に誇れるまちづくりを行うためには、その歩みをとめることはできません。そのため、財政健全化を第一の旨とし、自然環境を活用した地方創生事業

の推進に向け、事業可能性調査等を行い事業化への足がかりを求めてまいります。

また、高齢者と女性がはつらつとして活躍できる場や、子育て支援の本家として全国に先駆けた制度の拡充と医療・福祉をさらに充実し、誰もが安心して生活でき、いつまでも住み続けたい吉賀町の実現に傾注してまいります。

特に、来年度は吉賀町にとって最上位計画である吉賀町まちづくり計画の最終年度を迎えることとなります。この間、目指してきた自然の恵みに生まれ、人とともに生きる自立発展のまちの総仕上げの取り組みを展開してまいります。

以下、具体的な主要施策については、概ねこの吉賀町まちづくり計画に基づいて申し述べてまいります。

快適で安全に暮らせるまちづくり。

最初に、快適で安全に暮らせるまちづくりについてであります。

ケーブルテレビにつきましては、基本プラン加入率が82.4%となっており、ほぼ横ばいの状況が続いていますが、自主放送チャンネルの充実に努め、さらなる加入率向上につなげてまいります。

起業支援及び誘致企業促進のための環境整備として実施しました超高速情報通信網につきましては、NTT西日本の御協力により、町内3局の整備を完了し、本年3月から一部地域でサービスを開始することとしております。既に制度化した企業立地における支援制度を活用し、さらなる新規起業や企業誘致の促進を行います。

再生可能エネルギーの普及事業につきましては、太陽光発電システムや木質バイオマスストーブに係る補助事業を引き続き行ってまいります。また、検討を続けてきたバイオコークス事業につきましては、コストの面での可能性から断念することといたしました。

道路環境の整備につきましては、町道木部谷線、朝倉真田線及び町道夜打原相生線改良工事等を引き続き実施いたします。さらに、島根県、教育委員会、警察署等と連携し、通学路の安全点検の実施や歩道の新設等に取り組んでまいります。

道路の維持管理につきましては、道路を利用される方や沿線にお住まいの方々から御意見を伺いながら一般の交通に支障を及ぼすことがないように道路機能を速やかに回復し、安全・安心な道路環境の確保に努めてまいります。また、新制度のもとで平成26年度から実施しております橋梁、トンネル等の点検も引き続き計画的に実施し、健全度判定の結果により修繕工事等を行います。

水道事業につきましては、住民にとって重要なインフラを維持する観点から、計画的・効率的な施設維持に努めることとし、最終年度となります平成28年度も簡易水道施設統合事業を引き続き実施いたします。さらに、平成29年度から移行予定の簡易水道会計法適化の準備も引き続

き取り組んでまいります。

下水道事業につきましては、本年2月より一部供用開始しました七日市処理区管渠工事を引き続き実施し、早期の完成を目指してまいります。また、下水道施設、農業集落排水施設の適切な管理運営を行うとともに、合併処理浄化槽設置補助金と浄化槽維持管理費補助金制度の定着を図り、清流高津川の水質保全に努めてまいります。

町営住宅の整備につきましては、定住を促進し、高津川流域産材を活用した快適な住環境を創出するため、吉賀町公営住宅等長寿命化計画により建てかえを推進してまいります。来年度は、引き続き柿木のとびのこ山団地建設と沢田の中原団地実施設計に着手いたします。

地籍調査事業につきましては、来年度、新規調査地区として白谷7地区1.65平方キロメートル、幸地1地区0.35平方キロメートルの調査を行い、引き続き進捗率の向上を目指します。

可燃ごみの収集体制につきましては、来年度、住民の皆様の御要望等に応え、一部集積所の見直しを行います。また、収集日につきましても、新たに祝日収集を実施するとともに、週3回収集していた箇所については、週2回収集とする見直しもあわせて行います。

吉賀町小水力発電所につきましては、昨年5月末に改修工事を終え発電及び売電を再開しました。再生可能エネルギー固定価格買取制度により向こう20年間は、優遇された価格での売電収入が確保されています。環境に配慮した安全なエネルギーを活用するとともに、売電による収益の一部は、将来の子育て支援策に係る財源確保の目的で、ふるさと創生基金へ積み立てるとともに、適切な維持管理に努め安定的で効率のよい発電事業を進めてまいります。

健康で安心して暮らせるまちづくり。

次に、健康で安心して暮らせるまちづくりについてであります。

吉賀町は、この20年間の出生数が50人台から30人台へと大きく減少し、逆に年間死亡数は緩やかな増加傾向にあります。吉賀町の再生には、自然減、社会減の克服は喫緊の課題であります。地域コミュニティを維持するには、地域に人が住んでいることが必要条件で、乳幼児期、児童期、青壮年期、高齢期にわたり、人の息吹が感じられる地域こそが、理想的な地域コミュニティであると言えます。

吉賀町は、的確な現状分析のもと、理想的な集落形成を原点回帰として、子どもを大切にすることを視座に、誰もが生き生きと明るく暮らすことのできる地域づくりを目指していきます。

初めに、安心して子どもを産み育てる地域づくりについてであります。

出生数の増加を目指して、妊婦健診の実施や不育症治療助成制度の推進、育児相談等の充実により、出産前から分娩期、育児期を通して、安心して産み育てられる体制の整備を図ります。また、乳幼児から高校生までの子ども等医療費助成事業につきましても引き続き実施し、総合的な育児支援に努めてまいります。

健康づくりにつきましては、特定健診の受診率向上の成果が徐々にあらわれ、本年度も約45%と対前年度水準となる予定です。来年度も、早期発見、早期治療の観点から、受診勧奨を促しながら、受診率向上に努めてまいります。また、がん検診等各種健診事業や予防接種事業につきましても、引き続き推進していくこととします。がん検診においては、肺がんが増加傾向にあることから、CTによる肺がん検診を六日市病院に委託・実施します。

住民の医療を守る取り組みにつきましては、基幹病院である六日市病院とかかりつけ医を中心としながら、在宅医療、介護連携を包括的に捉えた地域ケアシステムの構築を進めてまいります。また、六日市病院に対しましては、引き続き、経営の緊急支援を実施いたします。六日市病院は、郡内唯一の救急外来機能を有し、町内での入院機能を持つ医療機関として、その役割は重要であり、医療従事者の確保等の施策についても、引き続き実施してまいります。

地域福祉につきましては、住民のきずなを紡ぐ上で、住民一人一人が持ち味を発揮し、人が中心の地域づくりを推進してまいります。この実現には、来年度より第2次地域福祉計画及び第2次地域福祉活動計画に基づき、ボランティア活動の充実、社会福祉協議会による新分野開拓、生活保護事務や生活困窮者自立支援制度の充実など、住民、社会福祉協議会等福祉介護機関、行政の連携により、相互扶助の土壌づくりを進めてまいります。

続きまして、子育て支援であります。来年度より地方創生総合戦略として本格的に取り組んでいきます。子どもは町の宝、地域の宝であり、最大限の子育て支援を実現します。第1期子ども・子育て支援事業計画は2年目を迎え、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援をさらに充実するために、子育て世代包括支援センターの設置に向けた協議を開始します。そして、子育て、しごとの創出、教育施策の多面的な視点から取り組みを実施してまいります。また、これまで目を向けられることの少なかった障がい児保育の充実にも努めてまいります。保育料及び学童保育利用料の完全無償化は、子育て世代の経済的負担を軽減する施策として、保育所利用率を格段に上昇させました。このことが、保育の質を低下させないよう、今後は、保育研究会等による研修を活用して保育の質の向上に取り組んでいくこととします。さらに、児童虐待などの早期発見・早期解決に努めるほか、大人による愛護活動が醸成されるよう、自治会等地域への啓発活動にも取り組んでまいります。

障がい者福祉につきましては、誰もがともに地域で暮らせる社会の実現に向けて、よしかの里や社会福祉協議会等と連携しながら、障がい福祉サービスの充実を図ってまいります。また、授産活動や集いの場の充実、あわせて地域活動支援センター建設に取り組んでまいります。

高齢者福祉につきましては、健やかな老いの実現と地域の自立循環の原動力として、高齢者の果たす役割は重要であり、高齢者の自己実現と尊厳ある暮らしが送れるよう、シルバー人材センターの活動支援やふれあいサロンの開催など、多様なニーズに応じた高齢者施策を展開してまい

ります。

国民健康保険につきましては、医療費増嵩の抑制に取り組んできましたが、その効果があらわれ、本年度の療養給付費も対前年度水準を維持することができました。今後も、引き続き健康診査や保健指導の推進、確実な保険税徴収の実施により、安定的で持続可能な事業運営に努めてまいります。

後期高齢者医療保険につきましては、島根県後期高齢者医療広域連合との連携を密にし、保険料の徴収、各種申請の受け付け等、住民の窓口としての役割を果たしてまいります。また、当該広域連合に、来年度から向こう3年間、本町職員1名を派遣し、業務運営の支援に当たることとしました。

介護保険につきましては、介護サービスの質的向上はもとより、介護、医療、生活支援、介護予防が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築を目指すこととします。その象徴的な取り組みとして、本町におきましては、県下で初の取り組みとして、来年度より1年前倒しで介護予防・日常生活支援総合事業を施行することとしました。また、若返り学校や認知症予防教室の開催のほか、いきいき百歳体操についても普及啓発に向け、引き続き取り組みを強化し、要介護状態を未然に防ぐ強い体づくりを目指すこととします。さらに、生活、環境、介護予防という観点から、来年度はふれあいサロンの多面的機能に着目し、「元気にうごく・美味しくたべる・明るくしゃべる」をキーワードにした住民主体による健康づくりを充実していくこととします。

魅力と活力に満ちて暮らせるまちづくり。

次に、魅力と活力に満ちて暮らせるまちづくりについてであります。

人口ビジョンに示す目標達成のために策定した吉賀町総合戦略における基本目標の一つである、新しいひとの流れをつくるために、さらなるU I ターン者の増加に取り組めます。平成22年度より、移住相談のワンストップ窓口を目的とし、よしか暮らし相談員を配置して、相談窓口として対処してきたところですが、来年度は、新たに移集支援員を配置することとしています。これにより、全国への情報発信、移住希望者への案内、住居や雇用の相談、移住後のフォローアップなどがより充実されることとなり、町内企業との連携による雇用の場の確保、現在実施しています子育て支援制度等とあわせながら、移住者の一層の増加を目指します。

住宅確保につきましては、空き家バンクの登録件数の拡大を図るため、引き続き改修費用や家財の処分経費の一部助成を行うこととしていますが、近年新たな登録が減少しつつあります。しかしながら、移住者や企業の新規雇用のための住宅確保は急務であり、新たな対策として民間事業者による賃貸住宅整備のための助成に取り組めます。また、移住希望者の多くが有機農業に興味を示していることもあり、長期の農業体験が可能となるよう対策を検討してまいります。

農業を取り巻く情勢は、農業従事者の減少や高齢化、農産物の価格低迷など大変厳しい状況に

あり、担い手の育成・確保や経営体の強化が重要な課題であります。今後も、国や県の事業を活用し、新規就農の相談から定着までの支援を行い、自営、雇用、半農半Xなど多様な形態による就農者の育成・確保に取り組むとともに、農地集積による担い手の規模拡大を推進し、安定的・効率的な経営体の育成に努めてまいります。

農業基盤整備事業では、現在実施している県営中山間地域総合整備事業に加えて、県営による農地環境整備事業で立河内地区、農業競争力強化基盤整備事業で真田地区の圃場整備事業に取り組めます。

野生鳥獣による農作物等への被害は、依然として深刻な状況であり、被害を防止するためには、生息状況や被害発生状況など地域の実情を的確に把握し、農家、地域住民、関係機関が連携・協力した対策が重要となります。来年度より、地域ぐるみの鳥獣被害対策として鳥獣専門員を産業課に配置するとともに、集落での被害防止体制の確立に向けた取り組みを支援してまいります。

食に対する消費者ニーズは、一層多様化しており、生産から販売までの過程で安全・安心の確保はもとより、特色ある産品づくりや販売戦略が必要となります。今後も、有機農業を初め環境負荷の軽減につながる農業を推進するとともに、吉賀町産品のブランド化に取り組み、他産地との競争力を高めることにより、県外への流通・販売の促進を図ってまいります。また、新たな施策として薬用作物等生産振興事業と有機茶ブランド化事業に来年度から取り組み、新しい産業・雇用の創出を模索してまいります。

基幹作物である水稻につきましては、今後ますます産地間競争が激しくなり、消費者や実需者には選ばれる吉賀町産米の生産・販売をしていくことが重要となります。来年度も引き続き米のブランド化推進事業に取り組み、食味・品質の向上、流通・販路の開拓、組織の連携などを行ってまいります。

林業振興対策につきましては、従来の集約的森林経営の推進と多様な森林資源の活用により、低コストで安定的な木材生産につながる取り組みを支援してまいります。また、来年度も引き続き林業従事者育成事業に取り組み、林業の担い手を育成してまいります。新規事業としましては、菌床・原木きのこの生産拡大を図る、きのこ生産拡大事業や、全国的に活動する林業女子会などと地元事業者等との交流を深め、新しい視点による山林資源を活用したビジネスの創出を図るため、山の魅力発見交流事業の構築を検討してまいります。

商工振興対策につきましては、来年度も住宅改修事業やプレミアム商品券発行事業等への助成を行い、町内の消費喚起を図ってまいります。借入金の利子補給や保証料補助など小規模事業者への経営支援も引き続き実施いたします。また、新たに創業チャレンジ支援事業を創設して、地域商業等支援事業とも連携させた創業支援策の強化と新産業及び雇用創出を図ってまいります。

人と歴史を大切に暮らせるまちづくり。

次に、人と歴史を大切に暮らせるまちづくりについてであります。

現在、策定中の吉賀町教育振興計画を完成させ、来年度から向こう5年間、さまざまな施策を遂行してまいります。まず、学校教育につきましては、全ての子どもが安心して学べるわかりやすい授業づくりを重点施策とし、授業改善と家庭学習を充実させることで、確かな学力の定着を図っていきます。さらに、全小中学校、全学級へのICT機器の整備と、教科書改訂に合わせて中学校にもデジタル教科書を導入し、島根県学力調査正答率の県平均以上を目標に取り組んでまいります。

教育の機会均等や定住人口増加などを図る上で不可欠な吉賀高等学校の存続に向け、来年度より総務課内室として吉賀高等学校支援室を設置して対処してまいります。また、この支援室が施策を一元的に所掌する部署となるよう対処してまいります。

学校給食につきましては、子育て支援策推進の観点から、引き続き無償化を実施いたします。

学校施設整備事業につきましては、来年度、六日市中学校の大規模改修工事に取り組んでまいります。

吉賀町を支える人材育成を目的として進めているサクラマスプロジェクト事業につきましては、各地区の地域会議を中心に具体的な活動を進めてまいります。また、この事業と連携させながら、平成29年4月供用開始に向け、仮称でございますけれども吉賀町サクラマス交流センターの建設に取り組んでまいります。この施設は、町外からの若者移住等を促進し、地元生徒との交流や長期滞在機能を有する施設として整備し、交流と定住を促すための情報発信及び交流拠点施設として、七日市地内の町有地、旧農協支所跡地に建設を予定しております。

人権教育につきましては、あらゆる差別問題の中で、特にハンセン病問題の解決に向け、療養所への訪問と啓発活動に努めてまいりましたが、今後も関係機関と連携を図り啓発活動を続け、人権意識の向上に努めてまいります。

社会体育施設の整備につきましては、大野原運動交流広場にグラウンドゴルフのための管理棟を整備し、公認コース化に取り組みます。

芸術文化事業につきましては、その一環として取り組んでおります澄川喜一記念公園「彫刻の道」事業で、本年度3作品を設置し、来年度におきましては、周辺整備を行うこととしております。今後も澄川先生の作品も含め、数点の設置を行い、町民の交流はもとより、宇部市との連携による町内外の交流を深め、芸術作品に触れ合え、皆に愛される公園を目指して整備を進めてまいります。

協働と交流でいきいきと暮らせるまちづくり。

次に、協働と交流でいきいきと暮らせるまちづくりについてであります。

過疎化、少子・高齢化の進展に伴い、地域の元気の源であった地域活動が、コミュニティ機能

の低下や連帯意識の希薄化などとあわせ、維持が困難になりつつある集落もあり、地域活動の担い手となる人材の育成と確保が喫緊の課題であります。自治活動は、地域の将来を総合的に考え、地域内の多様な団体が、お互いの特徴を生かし、課題解決に取り組むことが不可欠であり、移集支援員の配置や公民館及び自主防災組織などの連携にも留意しながら対処してまいります。

自治振興交付金事業につきましては、集落の活性化を目的として、平成23年度から本年度までの5年間実施してまいりました。自治会で話し合い、自分たちでその用途を決定するなど、一定の成果をあげています。今後も大いにその効果が期待されることから、来年度以降も引き続き5年間制度を継続することとしました。今後は、ソフト事業の充実により地域活動がより活発となるよう期待しているところでございます。

地域自治区、柿木村につきましては、設置期間が平成33年3月まで延長され、住民参加の自主的な運営が期待されます。柿木村地域振興協議会との連携を深め、意見交換を活発に行い地域づくりが順調に進められるよう努めてまいります。

行財政対策。

最後に、行財政対策についてであります。

町税などの徴収対策につきましては、平成23年度より債権共同徴収対策委員会において、徴収方法の一元化を図りながら、徴収率の向上を実現させてきたところであります。引き続き研修などにより、職員のスキルアップを図り、公平・公正な受益と税負担の観点から、適正な賦課と徴収対策の強化に取り組んでまいります。また、私債権については、平成26年度に策定した債権管理マニュアル及び昨年6月定例会で発議・議決いただきました専決処分事項に沿って取り組んでまいります。

行財政改革につきましては、本年度を初年度とする第3次行財政改革プランに基づいて進めており、引き続き庁内の8つの委員会等を進行管理主体として、精力的に検討項目に取り組んでまいります。

地方交付税につきましては、特例措置である合併算定替えから一本算定に向けての激変緩和措置期間が、来年度当初予算より始まり、前年度ベースより1割の減額措置を行っております。また、来年度算定分より昨年10月に実施された国勢調査人口等の基礎数値が算定基準となることや、歳出効率化に向けた業務改革を反映させたトップランナー方式による算定も新たに行われることも考慮し、より一層、町の指針等に基づいた計画的な財政運営を心がけ、引き続き健全な財政運営に努めてまいります。

以上が吉賀町まちづくり計画に基づいた主要施策の概要であります。なお、平成19年度に策定されたこの計画も来年度が最終年度となります。今後、新たな計画策定に向けた事務を進めてまいります。現行計画策定時の経過等を踏まえ、基本理念、将来像など根幹をなす部分について

ては大きな変更は行わないように考えております。

地方創生対策。

ここで、地方創生対策について、特に申し上げておきたいと思います。

地方創生対策につきましては、人口急減、超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対して、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生する国を挙げての一大プロジェクトとして取り組みが始まりました。

本町でも、国の動きに呼応して庁内に地方創生対策本部を設置し、議論を開始したところであります。そして、この総合戦略推進委員会を初め広く住民、有識者の皆様の御意見を拝聴し、昨年10月、吉賀町人口ビジョン並びに総合戦略を策定しました。人口ビジョンにおいては、今後各種施策を実行することで、毎年、合計特殊出生率0.0166上昇と社会増減10.4人増により、平成72年の人口4,437人の実現を図ることとしました。また、総合戦略においては、基本理念を「子どもを育み、子どもとともに発展するまちを目指して」とし、常にまちづくりの中心に子どもを置き、子どもが安心して生活できる環境を整備していくこととしました。

そして、総合戦略の基本目標ごとの来年度予算措置額としては、安心して働けるしごとをつくる事業に対して8,200万円、結婚、出産、子育ての希望をかなえる事業に対して1億6,400万円、新しいひとの流れをつくる事業に対して6,400万円、協働と連携により住みよいまちをつくる事業に対して4億800万円、総額で7億1,800万円の予算を確保いたしました。

また、本年度国の補正予算において措置された地方創生加速化交付金事業については、広域連携事業版、しまね留学加速化事業に本町を含めた県内9町村で取り組むこととし、現在、国に対して本町分として650万円を申請中であります。この事業は、離島・中山間地域にある高等学校が取り組んでいる教育魅力化を広域連携プロジェクトとして推進していくものであります。今後、国から正式に交付決定をいただければ、繰り越し事業として関係市町村と歩調を合わせて精力的に展開してまいります。

本町といたしましては、またとないこの絶好のチャンスを逃すことのないよう全庁全職員の総力を傾注した懸命な取り組みを展開していく決意であります。

平成28年度当初予算案。

それでは、平成28年度当初予算案の概要について申し述べます。

平成28年度当初予算の編成に当たっては、過年度の決算状況や中期的な財政見通しを踏まえた上で、本町が抱える諸課題に対応していくため、財源の重点的・効率的な配分に努めました。

その結果、平成28年度一般会計におきましては、今年度当初予算比で6.4%減の65億2,700万円の予算規模となりました。また、8本の特別会計の総額は28億4,400万円と

なりました。一般会計、特別会計を合わせた予算総額は、今年度当初予算比で8.8%減の93億7,100万円となったところであります。

提出議案。

今定例会に付議いたします議案は、組合規約変更に係る案件が1件、過疎地域自立促進計画の変更と策定に係る案件が2件、条例の制定、一部改正、廃止に係る案件が22件、一般会計及び特別会計に係る補正予算と当初予算が17件の合計42議案であります。

それぞれの議案の概要につきましては、提案の段階で各担当管理職員から詳細説明をさせますので、御理解をいただくとともに、慎重なる御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、平成28年第1回吉賀町議会定例会の開会に当たっての施政方針並びに提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、町長よりの施政方針の説明は終わりました。

日程第6. 陳情第1号

日程第7. 陳情第2号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第6、陳情第1号軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談のできる窓口などの設置を求める陳情及び日程第7、陳情第2号TPP協定を国会で批准しないことを求める陳情については、お手元に配付した陳情・請願要望等文書表のとおり、陳情第1号は文書配付とし、陳情第2号は経済常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第6、陳情第1号軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談のできる窓口などの設置を求める陳情及び日程第7、陳情第2号TPP協定を国会で批准しないことを求める陳情については、陳情・請願要望等文書表のとおり、陳情第1号は文書配付とし、陳情第2号は経済常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定しました。

日程第8. 発議第1号

○議長（安永 友行君） 日程第8、発議第1号消費税10%への増税中止を求める意見書（案）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） それでは、ただいま議題となりました発議第1号消費税10%へ

の増税中止を求める意見書（案）について、読み上げと補足説明をし、提案させていただきたいと思っております。

発議第1号、吉賀町議会議長、安永友行様。提出者、吉賀町議会議員、藤升正夫。賛成者、吉賀町議会議員、河村由美子、中田元。

消費税率10%への増税中止を求める意見書（案）。上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

理由につきましては、国民の生活と中小企業の経営を守り、小規模事業者の営業を継続し、地域経済の振興を図るためであります。

裏側に意見書（案）をつけております。

意見書（案）、安倍政権は、平成26年4月に消費税率をそれまでの5%から8%に引き上げました。増税による負担増は7兆円を超し、国民の暮らしを一気に冷え込ませ、経済を低迷させました。勤労者の実質収入や消費の低迷は長期にわたって続き、経済全体の規模を示す国内総生産（GDP）も増税直後にマイナスに落ち込んだだけでなく、1年以上たった昨年4から6月期や直近の10から12月期もマイナス成長となっております。

昨年1年間の家計調査報告によれば、世帯当たりの消費支出は前年比で名目1.3%、実質2.3%といずれも2年連続の減少し、昨年の毎月勤労統計調査によれば勤労者の実質賃金は前年比0.9%の減少となりました。

勤労者の賃金は消費税引き上げに追いつかず、年金支給額の引き下げと社会保険料の引き上げで消費に回るお金は少なくなるばかりです。

国民に新たに5兆円もの負担を押しつける消費税の再増税を強行すれば、日本経済は破綻してしまいます。民需主導の好循環のためにも、GDPの約6割を占める個人消費を引き上げが求められます。

社会保障財源を確保し、国の財政を再建するためには、下げ過ぎた法人税や所得税の最高税率をもとに戻すなど、税金の集め方を改革し、不要な税金の使い道を改善することこそ求められています。同時に、雇用や取引ルールの確立、農林水産業の再生など、国民が豊かになったと実感できる政治を実現することで、税収増を図ることが必要です。

国民の生活と中小企業の経営を守り、地域経済の振興を図るため、消費税率の再引き上げ中止を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するというものであります。提出先といたしましては、衆参両院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣としております。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

提案者に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようです。

日程第8、発議第1号消費税10%への増税中止を求める意見書（案）への質疑は保留しておきます。

日程第9 発議第2号

○議長（安永 友行君） 日程第9、発議第2号子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書（案）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） それでは、ただいま議題となりました発議第2号子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書（案）について、読み上げて提案したいと思います。

発議第2号、吉賀町議会議員、安永友行様。提出者、吉賀町議会議員、藤升正夫。賛成者、吉賀町議会議員、河村由美子、中田元。

子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。理由としては、子育て支援を進めるためであります。

子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書（案）であります。

地方自治体では、地域の実情に応じ、工夫を凝らしたさまざまな少子化対策に真剣に取り組んできています。特に子どもの医療については、全ての地方自治体において、子育て家庭の経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられるよう、医療費の自己負担を補助する地方単独の医療費助成を実施しています。

一方、国は、このような地方自治体による医療費助成（現物給付方式）の取り組みに対して、医療費の波及増分は実施自治体が負担すべきものとして、本来国が負担すべき国民健康保険国庫負担金等の減額調整措置を講じています。

今、国を挙げて少子化に伴う人口減少問題に全力で取り組むべきときであるにもかかわらず、この減額調整措置は、少子化対策という国の大方針と逆行するものです。

子どもの医療にかかわるセーフティーネットは、本来、国が責任を持って社会保障政策の中に位置づけ、みずから制度を構築すべきものであるにもかかわらず、こうした減額調整措置を行うことは、地方自治体による少子化対策の取り組みを阻害していると言わざるを得ません。

こうした中、国においては、子どもの医療制度のあり方等に関する検討会を立ち上げ、子どもの医療費の自己負担のあり方や国民健康保険の国庫負担のあり方を含め検討を行うこととしていますが、そのとりまとめはことし夏ごろとの予定が示され、このままでは減額調整措置が現状のまま当面継続されることになってしまいます。

少子化対策は、国と地方自治体が総力を挙げて取り組むべき喫緊の課題です。国会と政府におかれましては、これまでの地方の取り組みを評価し、まずは国民健康保険国庫負担金の減額調整措置を直ちに廃止するよう、強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣、内閣官房長官であります。

なお、この制度の現状につきまして、若干補足させていただきますが、県のこの子ども医療費助成と福祉医療費に係る分につきましては、波及分につきましては、その2分の1を吉賀町の一般会計に入れ、そのまま国保の会計のほうに持ってっております。平成27年度の予算におきまして、80万円弱をそのような形で行っておりますので、県の方は半分ほどでしかありませんし、町の負担分は、まだ、それ以上のものを本来なら国民健康保険の会計の中で使えるという状態であるということをつけ加えておきます。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

提案者に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、お諮りをします。

本件については、総務常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、本件については総務常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定をしました。

ここで休憩します。なお、カメラの撤去もありますので、いつもの時間とはちょっとは長くなるかとは思いますが、よろしく願いします。

午前10時05分休憩

.....

午前10時28分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第10. 議案第3号

○議長（安永 友行君） 日程第10、議案第3号平成27年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議題となりました第3号でございます。

平成27年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、平成27年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、それぞれ23万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,914万8,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成28年3月7日提出、吉賀町長、中谷勝。

1ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正、歳入、款9繰入金項1他会計繰入金、補正前の額は8,491万円、補正額は23万1,000円、補正後の額は8,514万1,000円で、歳入の合計が9億8,891万7,000円補正前の額で、補正額が23万1,000円、補正後の額が9億8,914万8,000円です。

1ページをお開きいただきまして、歳出でございます。

款1総務費項1総務管理費、補正前の額が1,732万9,000円、補正額が23万1,000円、補正後の額が1,756万円、款2保険給付費項1療養諸費、補正前の額が5億3,086万円、補正額が625万9,000円、補正後の額が5億3,711万9,000円、項2高額療養費、補正前の額が6,702万1,000円、補正額が165万9,000円、補正後の額が6,868万円、款3後期高齢者支援金等項1後期高齢者支援金等、補正前が9,088万3,000円、補正額が14万4,000円、補正後の額が9,102万7,000円、款7共同事業拠出金項1共同事業拠出金、補正前の額が2億1,667万9,000円、補正額が減額の806万2,000円、補正後の額が2億861万7,000円で、歳出の合計が補正前の額が9億8,891万7,000円、補正額が23万1,000円で、補正後の額が9億8,914万8,000円でございます。

歳出の事項別明細書、歳入歳出の事項別明細書以降につきましては、担当いたしております保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） 失礼いたします。それでは、ただいま上程されております議案第3号平成27年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、詳細説

明を行います。

予算書の歳出の6ページをお開きくださいませ。

まず、総務費、総務管理費、一般管理費ですが、職員の人件費、人事院勧告等に伴うもので、23万1,000円の増でございます。

続きまして、保険給付費ですが、退職被保険者等療養給付費です。これにつきましては、12月までの給付費を1カ月分に割り戻しまして、年度末を迎えているということでもう一度1.2倍して推計をさせていただいたところ、予算調整をしなければいけないということで増額をさせていただくもので、625万9,000円の増でございます。同様に退職の高額につきましても165万9,000円の増でございます。

それから、後期高齢者支援金につきましては、14万4,000円の増ということで、これは支援金の金額が確定したことによりまして、その差額調整ということでございます。

めくっていただきまして7ページですけれども、共同事業拠出金につきましても、高額の共同事業拠出金が46万3,000円の増。

それから、保険財政共同安定化事業拠出金につきましても確定したということで852万5,000円の減でございます。

これらにつきましては、歳出の中での財源のやりくりで調整をしておりますので、歳入のほうはございませんで5ページに戻っていただきまして、歳入につきましては、総務費の職員の人件費の繰入金の23万1,000円のみでございます。それ以外の歳出につきましては、保険給付費等の中での財源調整だということで御理解いただいたらというふうに思います。

以上で詳細説明を終了いたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですが、日程第10、議案第3号平成27年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の質疑は保留をしておきます。

日程第11. 議案第4号

○議長（安永 友行君） 日程第11、議案第4号平成27年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 続きまして、議案第4号でございます。

平成27年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第4号）、平成27年度吉賀

町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,486万7,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成28年3月7日提出、吉賀町長、中谷勝。

1ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正、歳入、款4繰入金項1一般会計繰入金、補正前の額が4,778万7,000円、補正額が8万6,000円、補正後の額が4,787万3,000円、歳入の合計が9,478万1,000円で、補正額が8万6,000円、補正後の額が9,486万7,000円でございます。

1ページをお開きいただきまして、歳出、款1総務費項1総務管理費、補正前の額が1,099万6,000円、補正額が8万6,000円、補正後の額が1,108万2,000円、歳出の合計が補正前が9,478万1,000円、補正額が8万6,000円、補正後の額が9,486万7,000円でございます。

それでは、6ページをお開きいただきたいと思います。歳出でございます。

1款総務費1項総務管理費目1一般管理費、補正前の額が1,099万6,000円、補正額が8万6,000円で補正後の額が1,108万2,000円で、内訳といたしましては、一般財源を8万6,000円、これらの内容につきましては、給与改定によりまして勤勉手当が4万3,000円で、共済組合への負担金が同額の4万3,000円ということで8万6,000円を歳出に充てるもので、1ページ前にお返りいただきまして、2の歳入でございます。

4款繰入金1項一般会計繰入金目4職員給与費等繰入金で、補正前の額が908万8,000円、補正額が8万6,000円、補正後の額が917万4,000円ということで、これにつきましても職員給与等からの繰入金ということで8万6,000円を予算措置するものでございます。給与改定に伴うものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） 本案については、担当者による詳細説明は行いません。提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。

日程第11、議案第4号平成27年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第4号）の質疑は保留しておきます。

日程第12. 議案第5号

○議長（安永 友行君） 日程第12、議案第5号平成27年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 続きまして、議案第5号でございます。

平成27年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）、平成27年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,391万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,224万8,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成28年3月7日提出、吉賀町長、中谷勝。

1ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正、歳入、款3国庫支出金項1国庫負担金、減額の430万円でございます。項2の国庫補助金、減額の124万8,000円でございます。款4支払基金交付金項1支払基金交付金が672万円の減額でございます。款5県支出金項1県負担金が減額の350万円、款7繰入金項1他会計繰入金が減額の411万1,000円、項2基金繰入金が減額の403万2,000円で、歳入の合計が補正前が1億8,615万9,000円で、補正額が減額の2,391万1,000円、補正後の額が1億6,224万8,000円となるものでございます。

1ページをお開きください。歳出でございます。

款1総務費項1総務管理費、補正額が8万9,000円の増額、款2保険給付費項1介護サービス費等諸費、減額の2,400万円で、歳出の合計が補正前が10億8,615万9,000円、補正額は減額の2,391万1,000円で、補正後の額が10億6,224万8,000円となるものでございます。

事項別明細書以降につきましては、担当いたしております保健福祉課長のほうから御説明を申し上げますので、よろしくお願ひします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長からの詳細説明を求めます。宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） それでは、議案第5号平成27年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、詳細説明を行います。

歳出の予算書の7ページをお開きくださいませ。

一般管理費の8万9,000円につきましては、国保後期同様給与改定に伴う職員の人件費の調整部分でございます。

続きまして、保険給付費の居宅介護サービス給付費ですが、これにつきましては本年度の12月までの給付費を精査をさせていただいて、それを12倍にしたところによる予算調整でございます。1,400万円の減ということでございます。

この影響ですけれども、介護予防効果が出てきているというふうに我々のほうでは考えておるところです。

続きまして、施設介護サービス給付費です。これも先ほど同様の理由で、1,000万円の減ですけれども、これにつきましても同様に要介護度の比較的軽い方、3以下の方につきまして施設から出ていくという格好が今、進んでおりまして、これは国の施策ですけれども、そういったことで、年間で言いますと去年の2月ベースと、ことしの2月ベースで申し上げれば、延べ30人ぐらい少なくなっておりますので、その給付費分が減額になっているということです。

今の延べの話なんですけれども、資料の127ページをお開きいただいたらと思います。済みません、失礼184ページです。今、申し上げた184ページの一番下ですけれども、一番下段ですけれども、よろしゅうございますでしょうか。

これは、毎定例会に提出させていただいております介護保険の状況報告ですけれども、この中の施設介護サービス利用者推移表というのがございます。これは、月例報告なんですけれども、例えば、平成27年の2月期で申し上げれば、124人の方が利用していたということで、これは、毎月毎月ずれていくわけなんです、これを2月期ベースで総計を延べ出してみたところ、昨年に比べて今年度は、この2月期は、30人少なかったということが出ています。ですからこの30人分が少ないというのが、約1,000万円で30万円前後になりますから、三三が九ということで、非常に近似値ということですから、こういった効果が、効果といいますか、こういった現象がここに反映されているということでございます。

歳入のほうに移ります。5ページになります。介護給付費負担金ですが、これにつきましては、国庫負担金は、それぞれ法定負担率につきまして、歳入部分を減額させていただいておりますので、国庫負担金は目安が約25%なんです、430万円の減ということです。

続きまして、調整交付金が244万8,000円の減、介護保険事業補助金につきましては、これはシステム改修、報酬改定分として120万円が入ってくるということでございます。

支払基金交付金、これは40歳から64歳までの2号被保険者の保険料ですけれども、これは法定負担率が29%ですので、約29%の減。

それから、県支出金につきましては、法定負担率が12.5%、それから他会計繰入金は、これは一般会計からの繰入金ですけれども、市町村負担分は県と同じ率ですから12.5%で、

350万円、300万円とちょっと若干違うんですが、これは地域支援事業等、それから、施設サービスと居宅介護サービスのそれぞれの負担率が違いますので、微妙に金額が違うんですが、一般的な標準的な目安として12.5%ということになってます。

めくっていただきまして、職員給与費繰入金は全額8万9,000円の歳入です。

それから、事務費繰入金として120万円の減で、これは先ほどの補助金に伴うものでございます。

それから最後に、介護給付費準備基金繰入金として、これは1号被保険者部分の保険料になるんですけれども、これにつきましては12から17%ぐらい、調整交付金で浮きの役目を果たしますから、それぐらいが一つの目安になるということでございます。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 2番。歳出の居宅介護と施設サービスと給付費が減額になるということは、それだけ、町費のほうは負担をしなくなったということだと思んですが、ということは、今回これが制度が変わったことによって、いわゆる個人というんですか、高齢者でこういう制度を受けとったもんが、たくさん払わなくなった、個人が余分に払う必要が出たためにこれだけ、町が負担しなくてもいいのか、どうなっているのか、要は、制度が改悪されてこういうことになったのかということをお尋ねしたいんですが。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） まず、居宅介護サービス給付費のほうから申し上げますと、25年度の実績が、ちょっと書いていただければと思うんですが、1億9,000万円です。26年度の実績が1億8,600万円、今年度が見込みが1億8,800万円ですが、ここまではいかないというふうに見ております。ということは、居宅介護サービス費につきましては、介護予防の成果があらわれていて要支援1,2の方が要介護度の1,2に入り込んでくる率が少なくなっているんで、利用の状況が少なくなっているということが、ここは言えると思います。

それから、施設介護サービス給付費の延べでいきますと、年間でいう30人の減ですけれども、これは、制度の改悪というのをどういうふうに捉えるかということになるんですけれども、まずは、その要介護3以上の方を施設介護サービスを受給する道順としての優先順位を高くしますということにしましたので、介護保険3施設、療養型病床群、それから、特別養護老人ホーム、それから、老人保健施設、吉賀町でいえば、とびのこ苑と、みろく苑と、それから、六日市病院の老人保健施設。これについては、要介護3以上の方を優先的に入れますと、そして要介護2でも

医療度が少ない方、例えば医療度の判定でいいますと、1とか2とかあるんですが、そういった医療度の少ない方については出て下さいということになっていますので、当然に施設介護サービス費のほうを受けられなくなっているということがございますので、軽費老人ホームであったり、有料老人ホームだったり、それから、高齢者サービス住宅であったり、在宅で帰ったりというようなことが起きていますので、改悪というふうに捉えるのか、適切なその方の状態像に応じたサービスを提供するというふうにも捉えられるというところもあるんですが、そこら辺については、いろいろ解釈の違いもあろうかとは思いますが。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、日程第12、議案第5号平成27年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の質疑は保留しておきます。

日程第13. 議案第6号

○議長（安永 友行君） 日程第13、議案第6号平成27年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 議案第6号でございます。これにつきましても給与改定に伴うものでございます。

平成27年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第3号）、平成27年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,555万6,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成28年3月7日提出、吉賀町長、中谷勝。

第1表歳入、歳出予算補正、歳入、款3繰入金項2他会計繰入金、補正額が9万円で補正前の額が6,719万8,000円、補正後の額が6,728万8,000円で、歳入の合計が補正前の額が1億1,546万6,000円、補正が9万円、補正後の額が1億1,555万6,000円でございます。

1ページをお開きください。

歳出、款1総務費項1総務管理費、補正前の額が1億1,365万6,000円、補正額が9万

円、補正後の額が1億1,374万6,000円、歳出の合計が補正前の額が1億1,546万6,000円、補正額が9万円、補正後の額が1億1,555万6,000円でございます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

3歳出1項、1款総務費1項施設管理費目1一般管理費、補正前の額が1,251万9,000円で、補正額が9万円、補正後の額が1,260万9,000円。

財源の内訳につきましては、一般財源が9万円ということで、節の1職員手当で4万3,000円で、4の共済費で4万7,000円ということで、合わせて9万円を支出するものでございます。

1ページ前にお返りいただきまして、2歳入、3款繰入金2項他会計繰入金目1一般会計繰入金で、補正前の額が6,719万8,000円、補正額が9万円、補正後の額が6,728万8,000円で、節の1その他繰入金で9万円を繰り入れて支出するものでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 本件についての詳細説明は行いません。

提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。

日程第13、議案第6号平成27年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第3号）の質疑は保留しておきます。

日程第14. 議案第7号

○議長（安永 友行君） 日程第14、議案第7号平成27年度吉賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 続きまして、議案第7号でございます。

平成27年度吉賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）、平成27年度吉賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,114万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,407万9,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第3表繰越明許費による。

地方債の補正、第3条、地方債の補正は、第5表地方債補正による。

平成28年3月7日提出、吉賀町長、中谷勝。

1ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正、歳入、款1繰入金項1他会計繰入金、補正額は減額の2,181万1,000円でございます。款4国庫支出金項1国庫補助金、減額の3,892万6,000円、款7諸収入項1雑入、補正額が469万1,000円でございます。款8町債、項1町債、補正額が減額の8,510万円ということで、歳入の合計が補正前の額が5億8,522万5,000円、補正額が減額の1億4,114万6,000円、補正後の額が4億4,407万9,000円でございます。

1ページをお開きください。歳出でございます。

款1簡易水道事業債項1施設管理費、補正額が減額の2,499万7,000円、項2建設改良費、補正額が減額の1億1,614万9,000円、歳出の合計が補正前の額が5億8,522万5,000円、補正額が減額の1億4,114万6,000円、補正後の額が4億4,407万9,000円でございます。

第3表繰越明許費でございます。款1簡易水道事業費項1施設管理費、事業名が簡易水道漏水調査事業900万円、款1簡易水道事業費項2建設改良費、事業名が簡易水道移設事業1,393万5,000円でございます。

1ページをお開きいただきまして、第5表地方債補正、起債の目的でございます、1簡易水道事業債が補正前の額が1億4,990万円でしたが、補正後は1億980万円、また、起債の目的、過疎対策事業債が補正前の額が1億2,280万円でしたが、補正後の額を7,780万円とするものでございます。

起債の方法、利率、それから償還の方法等は補正前と変わりはありません。

事項別明細書以降につきましては、所管いたしております建設水道課長のほうから詳細説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。光長建設水道課長。

○建設水道課長（光長 勉君） それでは、議案第7号平成27年度吉賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）につきまして、詳細説明をさせていただきます。

歳出のほうから説明をさせていただきます。8ページのほうをお開きください。

簡易水道事業費の施設管理費でございます。職員手当等につきましては、給与改定に伴うものでございます。

それから、004の法適化事業費でございます。これの調査委託料でございますけれども、これにつきましては、970万円の減額でございますけれども、補正をしております、補正をした

ときに、どうも当初予算と二重計上になっていた部分があったのと、不用額が出たものと合わせてということでございます。ちなみに二重計上にしておりましたのが800万円、それと不用額が170万円の合計970万円の減額ということでございます。

ちょっと精査をしておりませんで、大変申しわけございません。

それから、公営企業法適化の支援業務でございますけども、これにつきましては、108万円の減額でございますが、本年度の業務の中で、例規関係の業務を実施する予定にしておりましたが、若干の作業のおくれ等がございますして、全部の例規の関係が今年度末までにでき上がってこない状況がございますので、その部分の108万円部分を平成28年度で実施するということに変更するというので、今回減額をして、この減額をした部分につきましては、平成28年度で計上するというにさせていただきたいということでございます。

それから、その他経費でございます。水道施設の修繕工事費でございますけども240万円の減額、これが不用額が出るということで、減額でございます。

それから、消費税でございますけども、これが1,190万7,000円の減額でございます。これにつきましては、申告で支払いのほうでゼロ円ということになりまして、逆に還付があるということでございますので、今回、全部減額と。

消費税に関しましては、各特別会計そうなんですけども、当初予算で最大限のところまで計上させていただいておりますので、毎年こういった形で調整する必要があるというものでございます。

つづきまして、簡易水道事業費の建設改良費でございます。その説明のほうで。委託料と工事請負費でございます。

まず、簡易水道統合事業費の改良工事費でございます。1億1,468万円の減額でございます。これにつきましては、当初予算から、一応、県のほうに要望を上げて今年度の事業予定を組むわけでございますけども、各補助金なり交付金、それぞれ同じような状況があるわけでございますけども、要望額どおりに国の予算がおりてこないという状況の中で、減額を余儀なくされたものがほとんどでございます。これにつきましては、平成28年度で実施をして同じく国のほうへ交付金なり、補助金を要望していくというような形になると思います。

それから、その他経費でございますけども。これにつきましては、測量設計業務委託料ということですが、これは、入札減等によるものでございます。不用額でございます。

それから、水道管移設工事が150万円増額の計上でございます。

これにつきましては、柿木の新南陽津和野線、県道の改良工事を実施しておりますけども、それに伴う水道管の移設工事を町のほうで発注しております。

その中で、設計を添架の部分があったんですけども、設計上で75ミリの水道管ということで、当初設計をしておりましたけれど、実際に100ミリの水道管だったということで、その変更の必要が生じたもので増額ということでございます。

続きまして、歳入のほうでございます。一般会計繰入金が2,181万1,000円の減額、それから、先ほど歳出のほうで申し上げましたけども、国庫支出金でございます。これが、3,892万6,000円の減額ということで、要望額どおりついてこなかったというものでございます。

それから、諸収入の雑入でございますけども、水道管の布設替の補償金、これにつきましても、県から入ってくる金額でございますけども、これの詳細の計算ができて、これについても当初予定したよりちょっと減額になったということでございます。

あとは、消費税の申告によりまして、還付金と加算金が764万5,000円と1万5,000円の増額ということでございます。

それから、町債でございますけれども、簡易水道事業債が4,010万円の減額、それから過疎債が4,500万円の減額ということでございます。

以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） それでは、8ページのその他経費の水道管移設工事で、添架が75ミリで計画してたものが100ミリになったということですが、もともと100ミリだったんじゃないんですか。という僕はそう思ったら、基本的にはもともと100ミリであったのがよくわからないで、75ミリでしとって、後から実際には現地では100ミリじゃったわ、そのときに100ミリにしようとしたとしか思えないんですが、その辺がもともときちんと精査しておれば、この追加は必要なかったと考えてもよろしいものかどうなのか、その辺だけ聞かせてください。

○議長（安永 友行君） 光長建設水道課長。

○建設水道課長（光長 勉君） 大多和議員さんの御質問でございますけども、御指摘のとおりでございます。これにつきましては単純な計上ミスでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第14、議案第7号平成27年度吉賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）の質疑は保留しておきます。

日程第15. 議案第8号

○議長（安永 友行君） 日程第15、議案第8号平成27年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 続きまして、議案第8号でございます。

これにつきましては、繰り越しが発生しておりますので、明許費、また、給与改定そして消費税等の減額ということで御提案をさせていただくものでございます。

平成27年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第3号）、平成27年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、419万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,166万円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第3表繰越明許費による。

平成28年3月7日提出、吉賀町長、中谷勝。

1ページお開きください。

第1表歳入歳出予算補正、歳入、款1繰入金項1他会計繰入金、補正額が減額の1,183万8,000円、款6諸収入項2雑入、補正額が764万3,000円、歳入の合計が、補正前の額が3億6,585万5,000円、補正額が減額の419万5,000円、補正後の額が3億6,166万円でございます。

1ページをお開きください。

歳出、款1下水道事業費項1施設管理費、補正額が減額の319万5,000円、款2公債費項1公債費、減額の100万円で、歳出の合計額が補正前が3億6,585万5,000円、補正額が減額の419万5,000円、補正後の額が3億6,166万円でございます。

第3表繰越明許費、款1下水道事業費項1建設改良費、事業名が七日市公共下水道事業費、金額が7,506万3,000円でございます。

1ページをお開きください。歳入歳出予算事項別明細書以降で、7ページでございます。

3歳出1項下水道事業費、1款下水道事業費1項施設管理費目1施設管理費、補正前の額が4,411万4,000円で、補正額が319万5,000円、財源といたしましては一般財源を319万5,000円を減額するものでございます。

節3職員手当、これは3万7,000円、共済費が3万円、27の公課費として、消費税が減

額の326万2,000円でございます。

2款公債費1項公債費、2利子で補正前の額が3,010万5,000円で、補正が100万円減額し、補正後の額が2,910万5,000円で、財源内訳としては、一般財源を100万円減額するものでございます。

節23として、償還金利子及び割引料が減額の100万円というものでございます。

1ページ前にお返りいただきまして、2の歳入、1款繰入金1項他会計繰入金目1一般会計繰入金、補正前の額が9,569万円で補正額が減額の1,183万8,000円、節で1の一般会計繰入金で減額の1,183万8,000円でございます。

6款諸収入に項雑入、1雑入、目1の雑入でございます。

補正前の額は、項目立てで2,000円ほど計上してありましたが、764万3,000円補正額で、補正後の額が764万5,000円、節の1が雑入で、消費税が還付されるものが764万3,000円となるものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） 本件については、詳細説明は行いません。

ただいま、提案者の提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ありませんか。

2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 繰越明許費についてお尋ねします。

この繰越額は、工事請負額全体額なのか、それとも請負額の一部なのか、そして、なぜ、繰越明許しなくではいけなかったのか、また、言うのは七日市地区の公共下水道が終わっていないために、あそこに新しくつくられた町営住宅が、まだ、貸し出しができない状態じゃないかと思われませんが、その辺での、その新しい町営住宅貸し出し期間とこの下水道事業が完成する時期とこのことについて、お尋ねします。

○議長（安永 友行君） 光長建設水道課長。

○建設水道課長（光長 勉君） それでは、ただいまの御質問にお答えをいたします。

まず、今回の繰り越しの7,500万円余りでございますけども、これにつきましては、本年度、下水道工事を発注をして、今年度中には全てを完成させる予定でございましたけれども、一部、一つ、一カ所の工事が入札をいたしました結果、不落でございまして、再度、今、設計内容から改めて調整をしているところでございます。その部分が主に繰り越しが必要になったということでございます。

それで、七日市地区の下水道事業全般を申し上げますと、2月1日からほぼ、9割以上、95%ぐらいのところは供用開始をいたしております。それで、既にもうつなぎかえられた方も

いらっしゃいますし、随時そのような申し込みが出ているところでございます。

それと、町営住宅の件でございますけども、これにつきましても既に供用開始ができておりまして、既に入居された方もおられるのではないかというふうに伺っておるところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、質疑は保留しておきます。

日程第15、議案第8号平成27年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の質疑は保留しておきます。

日程第16. 議案第9号

○議長（安永 友行君） 日程第16、議案第9号平成27年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 議案第9号でございます。これにつきましても、繰越事業がございますので、繰越明許費、また、給与改定がございました部分での変更、それから財源の更正といったものとなっております。

平成27年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）、平成27年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,055万5,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第3表繰越明許費による。

地方債の補正、3条、地方債の補正は、第5表地方債補正による。

平成28年3月7日提出、吉賀町長、中谷勝。

1ページをお開きください。

第1表歳入歳出補正、歳入、款1繰入金項1他会計繰入金、補正額が11万3,000円でございます。款6諸収入項2雑入、補正額が減額の335万9,000円、款7町債項1町債、補正額が330万円で、歳入の合計が補正前の額が8,050万1,000円、補正額が5万4,000円で、補正後の額が8,055万5,000円でございます。

1 ページをお開きください。

歳出、款1 農業集落排水事業費項1 施設管理費、補正額が5万4,000円で、歳出の合計が補正前の額が8,050万1,000円、補正額が5万4,000円で、補正後の額が8,055万5,000円でございます。

第3表繰越明許費、款1 農業集落排水事業項2 建設改良費、事業名が下水道管の移設事業、772万9,000円でございます。

1 ページをお開きいただきまして、第5表地方債補正。

起債の目的は、下水道事業債が補正前が1,190万円、補正後が1,360万円、起債の2、過疎対策事業債が補正前が500万円、補正後の額が660万円で、起債の方法、利率、償還の方法等は補正前と同様でございます。

歳入歳出の補正の明許でございますけれど、8ページをお開きください。歳出でございます。

1 款農業集落排水事業1 項施設管理費目1 施設管理費、補正前の額が2,716万9,000円、補正額が5万4,000円、補正後の額が2,722万3,000円で、財源内訳は、一般財源が5万4,000円で、その内給与部分が3万円、職員手当部分が2万4,000円でございます。

1 款農業集落排水事業2 項建設改良費目1 建設改良費、補正前の額が1,581万3,000円で、これは補正額がございませんので同額でございますけれど、財源内訳といたしまして、地方債が330万円で、その他の諸収入を減額の335万9,000円へ減額し、一般財源として5万9,000円をつけるものでございます。

1 ページ前に返っていただきまして、2歳入、1 款繰入金1 項他会計繰入金目1 一般会計繰入金、補正前の額が4,781万9,000円で、補正額が11万3,000円、補正後の額が4,793万2,000円で、節1といたしまして一般会計からの繰入金が11万3,000円でございます。

6 款諸収入2 項雑入目1 雑入、補正前の額が559万6,000円と補正額が減額の335万9,000円、補正後の額が223万7,000円で、節といたしまして雑入として減額の335万9,000円を減額し、7の款町債1 項町債目1 町債、これが補正前の額が1,690万円、補正額が330万円、補正後の額が2,020万円で、目1といたしまして下水道事業債が170万円、過疎債が160万円で増額するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 本案についても詳細説明は行いません。

ただいま提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 同じ繰越明許費についてお尋ねします。

移設事業で772万9,000円が繰越明許になってますが、この理由と移設補償費で335万9,000円入る予定だったのが、入ってこなかったということは、これ、当初の積算段階で移設補償金の予定しとった額まではいかなかったということなのか、それとも見込み違いなのか、そのあたりについてお尋ねします。

○議長（安永 友行君） 光長建設水道課長。

○建設水道課長（光長 勉君） まず、繰り越しの件でございますけども、これにつきましては、県道の新南陽津和野線の柿木の工区の関連でございます。工事は発注をしておりますけれども、今、仮設の段階で県道の改良工事が行われておりまして、県の工事が繰り越しで実施されることになりまして、ある程度の県工事の進捗がないと下水道管の移設が完了しないということで、今回繰り越しを、県の工事の繰り越しに合わせて、その影響で繰り越しをさせていただきたいというものでございます。

それから、補償金の歳入でございますけれども、先ほどの簡易水道の既設のほうと同様でございますけれども、当初予算を計上する段階では、まだ、移設工事費の積算も完全なものが出ておりませんし、概算で一応計上させていただいていたというところで、今回、その調整のために減額ということになっております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第16、議案第9号平成27年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）の質疑は、保留をしておきます。

ここで休憩します。

午前11時28分休憩

.....

午前11時37分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第17. 議案第10号

○議長（安永 友行君） 日程第17、議案第10号平成27年度吉賀町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第10号につきまして御説明を申し上げます。これにつきましては、一番大きなのはやはり先般全協で御説明申し上げましたようにサクラマスプロジェ

クトに関する交流センター、また財源等不要になったものを今回減額を処理し、またそれに伴う歳入等が減ってくる部分もあったものが主でございます。

平成27年度吉賀町一般会計補正予算（第7号）、平成27年度吉賀町一般会計補正予算（第7号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億4,284万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億3,539万3,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第3表繰越明許費による。

地方債の補正、第3条、地方債の補正は、第5表地方債補正による。

平成28年3月7日提出、吉賀町長、中谷勝。

1ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正、歳入、款11分担金及び負担金項1分担金、補正額は減額の190万円、項2負担金補正額、増額の4万9,000円、款13国庫支出金項1国庫負担金、補正額が346万3,000円、項2国庫負担補助金、補正額が減額の5,392万9,000円、款14県支出金項1県負担金、補正額が182万2,000円、項2県補助金、減額の1,711万1,000円の補正で、款16寄附金項1寄附金、補正額200万円、款17繰入金項2基金繰入金、補正額が減額の8,634万8,000円、款19諸収入項3貸付金元利収入、補正額が8,234万8,000円、項5雑入、補正額が286万4,000円、款20町債項1町債、補正額が減額の1億7,610万円。

収入の歳入の合計額で補正前の額が73億7,823万5,000円、補正額が減額の2億4,284万2,000円、補正後の額が71億3,539万3,000円でございます。

1ページをお開きください。

歳出でございます。款1議会費項1議会費、補正額が10万円で、款2総務費項1総務管理費、補正額が減額の2,278万8,000円、項2徴税費が19万2,000円、項3戸籍住民基本台帳費が9万9,000円の補正でございます。款3民生費項1社会福祉費、補正額が1,758万6,000円の減額で、項2児童福祉費、補正額が減額の77万9,000円、項3生活保護費、補正額が421万6,000円、款4衛生費項1保健衛生費、補正額が減額の2,021万9,000円、項2清掃費、補正額が減額の48万9,000円、款6農林水産業費項1農業費、補正額が減額の314万8,000円、項2林業費、補正額が減額の357万7,000円、款7商工費項1商工費、補正額、減額の588万5,000円、款8土木費項1土木管理費、補正

額が減額の1,162万9,000円、項2道路橋梁費、補正額、減額の5,608万9,000円、項3河川費これはゼロ円でございます、項の5住宅費、補正額が減額の2,100万円、款9消防費項1消防費、補正額が減額の973万4,000円、款10教育費項1教育総務費、補正額が減額の455万6,000円、項2社会教育費、補正額が1,497万7,000円、項5保健体育費、補正額が減額の7,800万円、款11災害復旧費項4その他公共施設災害復旧費、減額の180万円、款12公債費項1公債費、補正額が減額の514万7,000円。

歳出の合計が、補正前の額が73億7,823万5,000円、補正額が減額の2億4,284万2,000円で、補正後の額が71億3,539万3,000円でございます。

1ページをお開きいただきまして、第3表の繰越明許費でございます。

款2総務費項1総務管理費、事業名が吉賀高校支援対策事業費645万5,000円、款2総務費項1総務管理費、事業名が自治体情報セキュリティー強化対策事業費2,406万9,000円、款2総務費項1総務管理費、事業名がバス停等新築事業費274万5,000円、款3民生費項2児童福祉費、子育て支援システム改修事業183万6,000円、款4衛生費項1保健衛生費、事業名が居住環境改善事業6,754万2,000円、款6農林水産業費項1農業費、事業名が農業復旧対策事業費これが1,400万円、款7商工費項1商工費、事業名が観光施設整備事業580万円、款8土木費項2道路橋梁費、事業名が道路維持管理事業が3,427万円9,000円、款8土木費項2道路橋梁費、事業名が朝倉真田線改良事業1,600万円、款8土木費項3河川費、事業名高津川防災安全交付金事業3,079万2,000円、款10教育費項4社会教育費、サクラマス交流センター整備事業費1,484万1,000円、款11災害復旧費項1農林水産施設災害復旧費、事業名が現年補助災害復旧事業1,539万4,000円、款11災害復旧費項4その他公共施設災害復旧費、事業名が現年単独災害復旧事業費535万円でございます。

次ページの第5表、地方債補正。

起債の目的、公営住宅事業債が補正前の額が6,990万円、補正後の額が5,490万円、起債の目的2の緊急防災減災、事業債、補正前が1,530万円、補正後の額が790万円、起債の目的3、一般補助施設整備等事業債がこれはありませんでしたが、今回1,850万円、起債の目的4の合併特例事業債が1億30万円を、1億800万円にするものでございます。起債の目的5の過疎対策事業債が8億7,960万円を補正後の額として6億9,970万円とするものでございます。

借り入れ方法、利率、償還の方法等につきましては、補正前と同様でございます。

事項別明細書以降につきましては、担当いたしております総務課長のほうから詳細説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは担当課長のほうから詳細説明を行っていただきます。赤松総務

課長。

○総務課長（赤松 寿志君） それでは議案第10号平成27年度吉賀町一般会計補正予算（第7号）の詳細説明を行います。

今回の補正の主な内容は吉賀高校の支援対策事業費645万5,000円、電算システムの情報セキュリティ強化対策事業2,406万9,000円、農業復旧対策事業費1,400万円、サクラマス交流センター整備事業1,484万1,000円、それから事業費が確定したことによる不用額の減額といったものが主な内容です。

今回の補正予算では、歳出予算の不用額等によって一般財源が増額となります。それにつきましては、地域福祉基金への積立金で調整しているところでございます。また関係のところで御説明をさせていただきます。

それではまず、給与費明細書のほうからごらんをいただきたいと思います。

26ページのところです。

1の特別職のところからまず説明をさせていただきたいと思います。比較欄、3つありますけど補正後、補正前、比較というふうにあります、その比較欄を見ていただきたいと思います。長等で1名の増となっております。これにつきましては、昨年の11月から新制度による教育長の就任が行っていますので、教育長の人件費につきまして2の一般職から1の特別職に移したことによる教育長分の人件費の増でございます。

給料、期末手当、その他の手当、共済費、これにつきましても同様でございます。ただこのうちで期末手当のうちで9万3,000円、共済費のうちで3万6,000円、これにつきましては議案第23号で提案をしますけども、期末手当の支給率の0.05月増に伴うものでございます。

それからその他特別職のところ、14人の減ですけども、これにつきましては吉賀高校の支援対策の嘱託職員は1名増ですけども、まちづくり計画の評価委員これが15人分減となっておりますので、差し引き14人の減となっております。

報酬につきましては、吉賀高校の支援対策の嘱託職員191万2,000円が増ですけども、まちづくり計画の評価委員、放課後児童クラブの嘱託職員、地域おこし協力隊、学校給食嘱託調理員等の報酬は減額となっておりますので、差し引き454万6,000円の減となっております。

それから共済費100万円ですけども、これにつきましては非常勤の公務災害補償費100万円でございます。これが増となっております。

次に、2の一般職のところ、職員数につきましては△の2名減となっておりますけども、これにつきましては先ほど申しました教育長の一般職から特別職への異動による1名の減と、それから教育長の就任に伴う職員の退職による1名の減、計2名の減となっております。

給料の844万4,000円の減につきましては、27ページの上の表のところに内訳が記載をしております。人事院勧告による給与改定に伴う増が24万円、それから育児休業の取得に伴う減が150万円、昨年11月と本年2月の人事異動に伴う減が100万円、教育長の一般職から特別職への異動に伴う減が618万4,000円。これの差し引きでございます。

次に、26ページの表の職員手当83万円2,000円増でございますけれども、これにつきましては手当ごとの内訳はその下の職員手当の内訳というところに書いてございます。この増減の要因につきましては、27ページの表のところに記載がしております。

給与改定に伴う増が258万6,000円、主には勤勉手当の支給率の増に伴うものでございます。それから、教育長の特別職の異動に伴う減が384万4,000円、自己都合退職に伴う退職手当組合の負担金の増が180万1,000円、採用、人事異動等に伴って扶養手当、あるいは通勤手当、住居手当等に移動がありまして、差し引き28万9,000円の増となるものでございます。

それでは、予算の歳出のほうから個別に説明をしていきたいと思っております。

まず、13ページをお開きをいただきたいと思っております。

議会費からです。議会費の職員人件費これは給与改定によるものです。次に総務費の一般管理費ですけれども、職員人件費は人事異動と給与改定によるものでございます。027吉賀高校支援対策事業費です。まず嘱託職員の報酬が191万2,000円、印刷製本につきましては、パンフレット等の印刷費でございます。調査委託料100万円、これにつきましては下宿等の調査を行うものでございます。自動車の借り上げ料は公用車のリース料、電算備品はパソコンの購入費、しまね留学加速化事業費負担金、これは県内の町村で負担金を持ち寄るということで、離島中山間地域のしまね留学加速化事業への負担金分でございます。

この645万5,000円の事業費につきましては、地方創生の加速化交付金10分の10ですけれども610万4,000円、旅費が該当になっておりませんのでそれを除いた部分が交付金を充当しております。

その他経費050の災害補償費、先ほどの給与費明細でもありましたけれども議員の公務災害補償に伴うものでございます。

臨時雇用賃金、通信運搬費につきましては不用額の減と不足分の増額でございます。

印刷機のリース料も不用額の減でございます。

14ページで財産管理費です。003庁舎維持管理費、電話工事費は事業費が確定したことによる不用額の減額でございます。

基金の積立金です。減債基金の積立金は減額になっておりますけれども、これにつきましては平成26年度からの繰越金をここに積み立てるということで、昨年の6月議会で計上してござい

たけども、その後の補正予算の財源にこれを充てた関係で、今残っておるのが184万6,000円です。これを一旦積み立てをゼロ円にして、改めてその2つ下の地域福祉基金に積み立てることとしております。28年度以降の病院の支援等の事業費に充当することとして、地域福祉基金に積み立てております。

今回の補正で余る一般財源も足しまして、2,865万5,000円の積み立てを行うものでございます。

ふるさと応援基金積立金につきましては、ふるさと納税の増額に伴うものでございます。

次に目の6企画費です。004定住対策事業費、設計監理業務委託料は不用額の減でございます。維持補修工事についても同様です。

歳入のほうでUIターン住まい支援事業補助金が200万円減となっております。

企業誘致対策事業費、高速情報通信基盤整備補助金これも事業費が確定したことによる減でございます。

歳入のほうでは過疎債も同額の減となっております。

025総合計画策定事業費、まちづくり計画評価委員会委員の報酬、これは不用額等の減でございます。全て下までそうでございます。これは総合戦略と合わせて実施した関係で減額となったものでございます。

028町民憲章・町歌制定事業費、謝礼と旅費については不用額の減でございます。デザインの委託料につきましては、平成28年度に改めて計上するという事で、今回は補正で減額をするものでございます。

033地域おこし協力隊事業、これは雇用期間が1年丸々でなかったことによりまして、不用額を減額するものでございます。

目7の土地対策費、002職員人件費につきましては給与改定によるものでございます。

15ページの003地籍調査事業費の測量業務委託料、これは事業費が確定したことによる不用額の減でございます。

歳入の県負担金も87万円減となっております。

次に8の電算管理費です。003基幹システム費これは2つの要素がありまして、マイナンバー制度の導入に伴う情報セキュリティの強化対策事業は増額の要因と、マイナスについては事業の確定による不用額等でございます。通信運搬費と機器保守委託料につきましては不用額の減です。電算システム開発委託料は情報セキュリティの強化対策事業が980万1,000円と減額が100万円ですので、差し引きして880万1,000円となっております。次のリース料は全額不用額の減です。電算備品の購入費はセキュリティ強化事業が792万3,000円、不用額が200万円です。差し引き592万3,000円でございます。ソフトウェアの購入費は全

額セキュリティー強化対策事業で634万5,000円、その他経費の印刷製本については不用額の減でございます。

歳入のほうでは、情報セキュリティー強化対策交付金は基準額の2分の1で550万円計上しております。なお不足する1,850万円を総務債ということで起債の借り入れを見込んでおります。

目の10自治振興費です。021地区集会所の建設事業費、測量設計業務これは平成28年度に計上するために今回は減額としております。

徴税費の税務総務費につきましては、全額給与改定あるいは人事異動による人件費の移動でございます。

戸籍住民基本台帳費につきましても給与改定によるものでございます。

○議長（安永 友行君） 課長。そこで置こうか。

○総務課長（赤松 寿志君） はい。

○議長（安永 友行君） 総務費のほうは、今、説明が一応済みしましたので、民生費に移る前に昼休み休憩にします。休憩します。

午後0時00分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

議案第10号の一般会計の補正予算の詳細説明が残っております。16ページの民生費のほうから再開していただきます。赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） それでは、16ページの民生費のところから説明をいたします。

まず、項1の社会福祉費からです。

社会福祉総務費のところ、職員人件費は人事異動と給与改定によるものでございます。国保の繰出金は先ほど説明があったとおりです。

それから、高齢者福祉費、005特養とびのこ苑の管理費、これにつきましては、事業費の確定による不用額の減、ベッドの購入費等の事業費の確定によるものです。400万円の減額ということで、歳入でふるさと創生繰入金のほうも減額をしております。

それから、017老人ホーム入所措置事業費ですが、これも実績見込みによる不用額の減でございます。

それから、介護保険、後期高齢者医療は、先ほど説明があったとおりです。介護保険の繰出金につきましては、歳入のほうで社会福祉費県補助金13万7,000円が計上してございます。

それから、障がい者福祉費で、007福祉医療助成事業費、これも実績見込みによる補正でござ

ざいます。145万4,000円。歳入のほうで、県補助金2分の1、72万7,000円も計上しております。

それから、障がい者自立支援費、006地域生活支援事業費、相談件数の増による100万円の補正でございます。

それから17ページのところです。

児童福祉費の児童福祉総務費です。

005児童手当の支給費、実績見込みによる減額でございます。歳入のほうでも国庫負担金が344万5,000円、県が47万9,000円、それぞれ減額の補正をしております。

それから、006放課後児童対策事業費です。これも実績見込みによる不用額の減でございます。歳入のほうでやはり補助金の減額してます。なお、県から国へ補助金移行している関係で、国庫補助金は増額、県補助金は減額ということになっております。

それから、008次世代育成支援対策費、電算システム開発費委託料183万6,000円、子育て支援システムの改修費、歳入のほうで、国庫補助が2分の1、91万8,000円計上しております。

それから、保育所費、002職員人件費は給与改定です。

010施設型保育給付事業費、保育所運営費負担金884万4,000円の増です。保育単価の増とゼロ歳児、1歳児の入所者の増によるものでございます。歳入のほうでも、保育料あるいは国庫負担金、県負担金、第3子以降の保育料の軽減事業等の補助金が計上しております。

それから、母子福祉費の004児童扶養手当の給付費、これは申請者数の減により減額をするものです。歳入で、国庫負担金も83万4,000円減額となっております。

それから、006母子家庭高等技能訓練促進事業費、これも実績見込みによる不用額の減でございます。マイナスの145万円。歳入で県補助金が108万8,000円減となっております。

それから次に、民生費の生活保護費で、生活保護総務費、003生活保護総務費の国庫支出金還付金、平成26年度分の精算による還付金、償還金421万6,000円でございます。

それから18ページ、衛生費です。

保健衛生費の保健衛生総務費、002職員人件費は給与改定によるものです。

それから、歯科診療所管理費、これは長年開設していただいたことによる功労金の100万円です。

それから、簡易水道事業繰出金は先ほど特別会計の説明のとおりです。

それから、4の環境衛生費、これは財源更生でございまして、社会資本整備交付金が3,183万2,000円減額になったことによる一般財源の振りかえでございます。

それから次に、清掃費、ごみ処理費の040団体負担金は益田地区広域市町村圏事務組合の負

担金116万3,000円です。

それから、し尿処理費の021個別合併処理浄化槽設置事業費、これも確定によるものです。当初、12基分見込んでおりましたが6基に減額をするものでございます。165万2,000円減です。

それから次に、農林水産業費の農業費、農業総務費の002職員人件費は給与改定です。

それから、19ページのところで、021農業復旧対策事業費、これにつきましては全員協議会で説明がありましたけども、雪害によるハウス等の復旧補助で、1,400万円です。県が3分の1、町が3分の1で、事業費に1,400万円です。県補助が半額の700万円、歳入のほうで計上しております。

それから次に、農林振興費、011中山間地域等直接支払交付金事業費、これも事業費の確定による減で871万円減額です。歳入でも県補助金が653万3,000円減となっております。

それから、012農業振興補助金、これも不用額の減で30万円を減額するものです。

それから、016新規就農者育成確保事業費、これも事業費の確定によるものです。半農半X支援補助金が432万円の減、青年就農給付金が75万円の減。歳入のほうでも、半農半X支援につきましては県補助金が216万円、青年就農については75万円、それぞれ減となっております。それから、過疎債のソフト事業、ソフト分についても220万円減額をしております。

それから、026環境保全型農業直接支払交付金事業費、これも不用額の減70万円でございます。歳入のほうでも県補助金が52万5,000円減額となっております。

それから、032機構集積協力金交付事業費、これも事業費の確定による増額です。71万6,000円。歳入についても同額の71万6,000円、県補助金を計上しております。

それから、6の農地費です。

002職員人件費は給与改定です。

それから、農業集落排水事業特別会計の繰出金は先ほどの説明のとおりです。

それから、021中山間地域総合整備事業費、高津川地区中山間地域総合整備事業費負担金、これは事業費の減によりまして600万円の減額です。歳入のほうでも、地元負担金が212万5,000円、過疎債が380万円、それぞれ減額となっております。

それから、029農地環境整備事業費、立河内地区の農地環境整備事業負担金ですが、事業費の増によりまして45万円の増額です。歳入で、地元負担金が22万5,000円、過疎債が20万円、それぞれ増額となっております。

それから、031多面的機能支払交付金事業費、これは事業費の確定によるそれぞれの交付金の減額でございます。合計で178万1,000円。歳入のほうでも県補助金を133万7,000円減額となっております。

続きまして、20ページ、林業費です。

林業総務費の職員人件費は、給与改定と人事異動によるものでございます。

それから、林業振興費、005林業振興の補助金、簡易作業路開設及び修繕事業補助金、申請件数の減によりまして42万1,000円減額とするものです。

それから、021町行造林の事業費委託料につきましては、作業路延長の減によりまして184万5,000円減額をします。歳入のほうでも県補助金が184万5,000円減額となっております。

それから、024町有林整備事業費、雪起こしの実績がなかったために、事業費を85万8,000円減額するものでございます。歳入のほうで県補助金が58万3,000円減額となっております。

それから、027高津川流域産木材活用促進事業費、申請件数の減によりまして60万円の減額でございます。

それから、林道費の職員人件費は給与改定によるものです。

それから、続きまして、商工費です。

3の都市農村交流費の004道の駅管理費、道の駅むいかいち温泉の補助金につきましては、凍結によるトイレの便器の修繕による補助金の増額でございます。

それから、022墨田区等交流事業費ですが、都市交流事業の調査による商工会職員の報償と職員の普通旅費でございます。

それから、024彫刻の道整備事業費、事業費が確定したことによりまして、それぞれ不用額を減額するものでございます。歳入のほうでは、合併特例債を630万円減額をしております。

それから次に、土木費、土木管理費の土木総務費、職員人件費は給与改定です。

下水会計の特別会計繰出金は、先ほど下水会計での説明のとおりです。

それから次に、道路橋梁費、道路橋梁新設改良費の職員人件費は給与改定です。

それから、021木部谷線の改良事業費、以下も同様なんですけど、社会資本整備交付金の事業が事業費の中で調整を行っておりまして、木部谷線につきましては、改良事業費を3,460万円減額をするものです。それに伴いまして、歳入の社会資本整備交付金が2,537万円、過疎債が920万円、それぞれ減額となっております。

それから、朝倉真田線の改良事業費、こちらにつきましては、改良工事費が500万円、舗装工事費が600万円増額をするものです。歳入のほうでも、同様に社会資本整備交付金が969万6,000円、過疎債は減額で740万円計上しております。

それから、043夜打原相生線の交通安全整備事業費、これも社交金の調整ですが3,000万円の事業費の減です。歳入のほうで、社会資本整備交付金が2,292万7,000円、過疎債が

710万円、それぞれ減額となっております。

それから、045町道坂折吉原線の改良工事費、これにつきましては、入札減等による274万4,000円の減でございます。

それから次に、河川費、河川改良費の、これは財源更生ということで、谷尻橋の改良工事が社会資本整備交付金が300万4,000円増額になったことによりまして、過疎債を300万円減額するというものでございます。

それから次に、住宅費の住宅建設費、022公営住宅等整備事業費、設計業務委託料ですが、実施設計を平成28年度に変更したことによりまして300万円減額、建設工事費につきましては、入札減等によりまして1,800万円の減額です。歳入のほうでは、社会資本整備交付金を846万6,000円減額としております。

それから次に、消防費です。

非常備消防費につきましては、021消防車両整備事業費、これは事業費が確定したことによります不用額の減額でございます。歳入のほうでは、過疎債も110万円減額をしております。

それから、災害対策費の003災害対策費防災資機材整備事業補助金、自主防災組織活動事業補助金、それぞれ決算見込みに基づく不用額の減額でございます。自主防災組織活動事業については、歳入のほうで過疎ソフトも30万円減額をしております。

それから、040団体負担金につきましては、県の防災システムの負担金ですが、システム改修の事業費が確定したことによりまして、負担金を733万4,000円減額をするものです。歳入のほうでは、消防債を740万円減額をしております。

次、23ページ、教育費です。

教育総務費の事務局費、職員人件費は給与改定です。

005学校教育振興事業費、中学校体育大会出場補助金、事業が確定したことによります不用額の減額でございます。

それから、006特別支援教育事業費臨時職雇用賃金、これも不用額の減額200万円でございます。

それから次に、学校給食費、002職員人件費につきましては給与改定です。

それから、050その他経費、学校給食調理員の嘱託職員報酬、作業手数料は不用額の減額でございます。それから、除雪の委託料につきましては、朝倉小学校の給食運搬の区間の除雪に伴う委託料57万8,000円の計上でございます。

それから、続きまして24ページ。

社会教育費。

社会教育総務費ですが、職員人件費は給与改定と人事異動によるものです。

それから、023 サクラマス交流センター整備事業費、これも全員協議会等で説明がありましたけども、設計業務の委託料1,484万1,000円でございます。歳入では、合併特例債を1,400万円充てております。

それから次に、保健体育費。

保健体育施設費で、005 真田グラウンド管理費、改良工事費ですが、入札減等による不用額の減額でございます。歳入のほうでは、過疎債を1億300万円減額をしております。スポーツ振興くじは286万4,000円の増額となっております。

それから続きまして、災害復旧費。

その他公共施設災害復旧費、大井谷棚田展望公園の災害復旧費、005 現年単独災害復旧事業費、入札減等による不用額を180万円減額するものです。

それから次に、公債費です。

元金、003 長期債元金、利率見直しによる増額35万3,000円と、長期債の利子につきましては、償還利子の確定による550万円の減額でございます。

続きまして、歳入のほうです。

8ページをお開きいただきたいと思います。

まず、分担金負担金の分担金、農林水産業費分担金です。農業費の分担金で、中山間地域総合整備事業分担金、事業費の減によりまして212万5,000円を減額するものです。農地環境整備事業分担金は、逆に事業費増により22万5,000円を計上するものです。

次に、負担金で、民生費の負担金で、滞納分の児童福祉費負担金ということで、滞納分の保育料4万9,000円を計上するものです。

次に、国庫支出金の国庫負担金、民生費国庫負担金で、児童福祉国庫負担金では、児童保育、保育所の運営等に係るものですが、施設型給付費が516万6,000円、地域型給付費117万6,000円で、合わせて634万2,000円の増補正です。

それから、児童手当は減額になっておりますので、被用者児童手当、非被用者児童手当がそれぞれ減額になっております。児童扶養手当給付費も申請者数の減により83万4,000円の減額です。

それから、災害復旧費国庫負担金で、公共土木施設災害復旧費国庫負担金、これは平成26年度分の災害の補助金が27年度に150万円入ってくるものでございます。

それから次に、国庫補助金で、総務費国庫補助金で、総務管理費国庫補助金、地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金、これは電算システムのところですけども、基準額の2分の1ということで550万円。

それから、地方創生加速化交付金、吉賀高校支援事業に充てますけども610万4,000円、

10分の10です。

それから、9ページ。

民生費国庫負担金、児童福祉国庫補助金、子どものための教育・保育事業費補助金、子育て支援システムの改修費2分の1分です。91万8,000円。

地域子ども・子育て支援事業費補助金、放課後児童クラブの事業が885万5,000円、特別保育事業分が48万2,000円、子育てサロン事業が96万5,000円、子育て支援ヘルパー事業が3万2,000円で、合わせて1,033万4,000円の補助金です。

それから、土木費の国庫補助金、道路橋梁費国庫補助金、社会資本整備交付金、確定したことによりまして3,559万7,000円の減です。それぞれの個別の事業は歳出で説明したとおりでございます。

それから、住宅費国庫補助金、社会資本整備交付金、これも減額になっておりまして4,118万8,000円の減額です。

それから次に、県支出金の県負担金、民生費県負担金は、児童手当の減額によりまして被用者児童手当、非被用者児童手当が、31万2,000円、16万7,000円、それぞれ減額です。保育給付につきましては、施設型給付費が258万3,000円、地域型給付費が58万8,000円で、合わせて317万1,000円の増です。

それから、地籍調査事業は、事業費の減によりまして87万円の減額でございます。

それから次に、県補助金で総務費の県補助金で、UIターン住まい支援事業補助金、空き家改修工事の減によりまして200万円の減額となっております。

それから、民生費の県補助金で、社会福祉費県補助金の福祉医療費は事業費の増によりまして、72万7,000円の増額。

高等技能訓練促進費等事業補助金は、事業費の減によりまして108万8,000円の減額。

地域包括ケア推進事業費補助金、これは介護保険会計の繰出金に充当しておりますが13万7,000円。

それから、児童福祉費県補助金、第3子以降保育料軽減事業は、事業費の増によりまして43万6,000円。地域子ども子育て支援事業補助金、これにつきましては、放課後児童クラブの事業費分が717万7,000円の減、特別保育事業分が56万1,000円の減、子育てサロン事業分が136万円の減、子育て支援ヘルパー分が20万8,000円の減、合計930万6,000円の減額でございます。

それから、10ページ。

県補助金の農林水産業費の県補助金です。それぞれ事業費の確定等による増減でございまして、中山間地域等直接支払交付金は653万3,000円の減、農業復旧対策事業補助金、これは

700万円、県分の3分の1部分です。

それから、環境保全型農業支払交付金、不用額による52万5,000円の減。

半農半X支援事業補助金、これも不用額による216万円の減。

青年就農給付金事業補助金、これも75万円の減。

機構集積協力金は事業費が確定しまして、71万6,000円の増。

多面的機能支払交付金は133万7,000円の減でございます。

それから、林業費の県補助金は、森林環境保全造林事業補助金、町有林の整備事業の減額によりまして、58万3,000円の減、森林整備加速化林業再生事業補助金、町行造林事業の事業費の減によりまして、184万5,000円の減となっております。

それから次に、寄附金で、指定寄附金、ふるさと応援寄附金、ふるさと納税の関係ですが、200万円の増額をするものでございます。

それから次に、繰入金で、基金繰入金、ふるさと創生基金の繰入金につきましては、とびのこ苑の備品購入費の減によりまして、400万円を減額するものです。

それから次に、地域福祉基金の繰入金、これは六日市病院からの償還金を取り崩しをやめるほうに充てるということで、8,234万8,000円の減額となっております。

それから、11ページ。

貸付金諸収入の貸付金元利収入ということで、これが六日市病院からの貸付金の返還金で8,234万8,000円でございます。

それから、雑入で、スポーツ振興くじ、真田グラウンド整備に伴うものが、286万4,000円の増額となっております。

それから次に、町債、過疎債につきましては、歳出のところでもいろいろ説明をしましたがけれども、事業費の増減等によりましてそれぞれその説明欄に書いてある金額が、ほとんど減額ですけれども、農地環境整備事業以外は減額で、トータルで1億7,990万円を減額するものでございます。

それから、合併特例事業債は、彫刻の道整備事業は、事業費の確定により630万円の減、サクラマス交流センターは設計監理業務の1,400万円の増額でございます。

それから、総務債、一般補助施設整備事業費、これは自治体情報セキュリティ強化対策事業費の事業に充当する1,850万円でございます。

それから、土木費の公営住宅建設事業債、公営住宅整備事業、事業費の減によりまして1,500万円の減額でございます。

それから12ページの消防債、島根県防災整備負担金、県の防災システムの負担金が減額になったことによりまして、緊急防災減災事業債740万円を減額するものでございます。

以上で、詳細説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、一般会計補正予算の詳細説明は終わりました。

提案者の提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。
8番、藤升正夫議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 歳出の13ページの総務管理費のうち的一般管理費、027吉賀高校支援対策事業費で、3月3日の全員協議会においても説明をしていただいております。

一応、5月上旬ぐらいからということでお聞きをしておりますが、この職員報酬の単価並びに募集時にどのような人を募集するという、まあ、条件といいますか、こういう人を求めるという内容なんです、どのようなことを入れて募集をされるのか、その点についてお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えいたします。

嘱託職員の報酬は、公民館等と一緒に月額8,800円で予算を計上しております。募集の仕方、詳細には、ちょっと今検討なんですけども、金額も金額ですので、なかなかその専門的な知識まで求めるのも難しいところもあつたりするのかなと思うんですが、いずれにしても吉賀高校の支援に当たっていただくということで、学校と行政、あるいは民間の方との調整、連絡調整等の事務に当たっていただくことになると思いますので、その辺のところを中心の、業務内容はそういうことになろうかと思っておりますけども、また、ただ、その辺でちょっと詰めきれていないのが現状のところでもありますけども、できれば今月末にはもう募集をかけたいと思っておりますので、早急に詰めてですね、その辺は中に記載をしていきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升正夫議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 今、金額が金額ということも言われました。私はこの単価をもう少し上げてでも、本当に、今の高校の支援という点で、いわゆる、力のある、能力のある人を何とか入っていただいて、しっかりと手を入れていく必要があるんじゃないかなというふうに思ったりもしますが、その点はまだ見直しの可能性というのはあるんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えいたします。

一応、予算については今回議決をいただきますので、なかなか、それをこう変えるというのは難しい面もあるかなと思うんですが、人選については、今のアドバイザーにもいろいろおいでをいただいておりますので、そういったことも含めて相談をしながら検討していきたいと思っております。ただ、ちょっとまだ詳細は詰め切れてませんので、申しわけありませんが。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） すぐでなくて結構ですから、今回、職員人件費がいわゆる給与改

定で上がったということになってますが、一応、改定後のラスパイレス指数について、どのくらいになっているのかだけ、また計算して教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答します。

ラスパイレスは4月1日現在の給与でやりますので、さかのぼってやるというのはちょっとできませんので、今の時点では、昨年出ておる99.9、これになっていると思いますけれども、それが変わるということはもう1年後ぐらいまでしか、これ、1年に1回出てますけれども、この給与改定によってラスパイレス指数が変わるということはないです。今公表になっている99.9以外には、もう計算の仕方がないです。分母になる国のほうが比較できませんので、ラスパイレスについては、もうその数字しか出せないということで御理解いただいたらと思います。

○議長（安永 友行君） 4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 15ページの021の地区集会所建設事業費の250万円の減なんですけど、この、先ほど平成28年度のほうに繰り越すということを言われましたが、これは具体的に立河内の集会所の件でしょうか。ちょっとお聞きします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。この測量設計業務委託料は、250万円は、立河内の集会所の件でございます。

○議長（安永 友行君） 4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） もう一点お伺いします。

18ページの歯科診療所管理費で、特別表彰費100万円ということが補正に上がっておりますが、先ほど、長年に、ちょっと聞こえなかったんですが、特別表彰費というのはどういうことなんでしょうか。もう少し詳しくお聞きします。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） お答えいたします。

この経費につきましては、昨年から全協等で御説明をさせていただいております柿木の歯科診療所の閉鎖に伴いまして、一旦、制度的に精査をするということになりましたので、当然そこで勤務をしていただいている小笠原先生ですけれども、小笠原先生のその多年にわたりますその御功績と申しますか、そういったことに対して、ある程度功労という形の中でこういった経費を上程をさせていただきました。

この積算の基礎ですけれども、我々の退職手当額等々の積算の基礎から算出をさせていただいたんですけれども、それはあくまで参考にすぎないということで、小笠原先生に対してこういった形でそのことに対して報いるのがいいのかということ考えた結果、年間5万円から10万円

ぐらいの功労じゃあないかということで、それを20年を掛けて100万円から200万円ぐらいのところ算出をさせていただきました。

退職手当の計算は全く違うものですが、そういったですね、1年にどれぐらいの功労金を出せばいいのかという基準を出さないですね、やはり出てこないで、それが29年間にわたるといって、こういった金額を算出させていただいて、上程をさせていただいたという経緯でございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 人件費の中では、まちづくり評価委員が15名やめられたということ聞いておりますが、まちづくり評価、まちづくり計画ですか、そういうのは28年度が最終年度で、そこで評価して、また新たなまちづくり計画を策定するというように聞いておりますが、その辺での、なぜやめられたのかというのは、その人たちがもう任期来たからやめられたのか、それとも、今後はまた新しく、28年度はそういう評価委員さんを選定されるのか、お尋ねいたします。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 総合計画策定事業費の中の、まちづくり計画評価委員会の委員報酬のことについてのお問い合わせと思います。

時系列で申し上げますと、まず、この総合計画策定事業費というのを予算計上させていただきましたのが、平成27年度の当初でございます。その時点では、まちづくり計画の評価に合わせて、総合戦略の策定もこの委員の皆様で行おうと想定していたところですが、いろんな条件の整備により総合戦略推進委員会というのを6月の補正で再計上いたしまして、そちらの推進委員のほうは任命いたしまして、あわせてまちづくりの評価もしながら総合戦略の策定も行ってきたところでございます。

したがって、まちづくり計画評価委員のほうは、当初予算では計上しましたが、実質的に動きませんでしたので、今回不用額として減額補正するものでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 19ページの021のことしの大雪によりますハウスの復旧対策事業費が1,400万円等に上がっておりますが、ことしは例年になく大雪だったんですが、除雪費のほうについては補正がされてないんですけど、除雪のほうについてはもう補正しなくても予算どおりでよかったんでしょうか。そこ、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 光長建設課長。

○建設水道課長（光長 勉君） 町道の除雪のことだろうと思いますけれども、前回、補正をお願いしております、今5,000万円ということで合計、計上させていただいております。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 先ほど、18ページの歯科診療所管理費の関係で御答弁がありましたが、私はちょっと詳しくないので教えていただきたいと思いますが、もともと、柿木村の時代に、今の先生があそこでの診療を一定部分を引き上げるというようなこともお聞きをされていて、行政との話し合いも丸く収まったというような、ちょっとそれは僕の感触ですけども、受けております。もう少しそこら辺の状況について詳しく、言える部分でお願いします。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） お答えします。

もう一度確認をさせていただきたいんですが、丸くおさまったという部分は、どの時点で、何を丸く……そこだけちょっと。きちんと答えたいと思いますので。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 済いません、ちょっと僕のほうも正確に捉えられていない部分がありまして。

旧柿木村のときの会議録等を見ていた中で、要は、きちっとした合意がされて、柿木村と先生の間でしっかり、「これでどうしましょう」という形がちゃんととれていたのかということについてであります。

○議長（安永 友行君） 宮本課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） お答えします。

まず、今の核心を突く部分のみを、まずお答えをさせていただきます。

結局、我々が平成二十三、四年から、この問題にかかわって調査をきたんですけれども、旧柿木村の数名の関係者の方々にも、直接、私もお会いをしてお聞きをしたんですが、全てその記憶に頼るものでしかございませんで、この方が言っておることと、この方が言っておることが整合性がとれないと。両方、私がお話を持って行っても、「それは違う、違う」で、その違うものを証明する書類というものは結局残ってはおりませんでした。

そういったことを全て勘案をさせていただいて、先般、2年前の報告書を出させていただいたものには、結局、柿木歯科診療所が平成12年8月の休診になった経緯というのは、ブラックボックスだという報告をさせていただきました。

なぜ、そういうふうになったとかいう書類が残ってなくて、その関係者の方々に聞いてもその明確な答えが返ってこなくて、その関係者の方々の話を全てつじつまを合わそうと思っても、私自身が吉賀町、六日市の出身でもございますし、平成21年からこの仕事についたわけござい

ますので、その過去の経緯は、結局は、力不足もあって整理をすることができませんでしたので、報告書には、平成12年の8月に休診となったと同時に、そのときに六日市で小笠原先生が歯科診療所を開院されました。

ですから、現象面からいって、そういうふうなことになったのではないかということをお知らせして、そのことについて丸くおさまったとかおさまってないとかというようなことについては、私の感想を申し上げることはできませんので、現象しか申し上げることができないということで、御勘弁をいただいたらと思います。

それから、経緯につきましては、柿木村で昭和55年4月に無歯科医地区であったわけですから、柿木村に柿木村歯科診療所を建設し、開院しようということが柿木村のほうで計画をされました。

そのときにですね、愛知県で歯科医師として勤務をされておられました、柿木村出身の小笠原陽一歯科医師に赴任していただくこととして、同氏も了解をされて、同年から、柿木の歯科診療所で歯科医療が開院をされたということでございます。

そのときにですね、柿木村と小笠原氏の主な契約内容につきましては、建物、施設整備、機械器具は全て無償で小笠原氏に提供をする。歯科診療所により出た収益は全て小笠原医師の所得とする。小笠原医師は歯科診療所の建物、施設及び機械などについて現状を変更しようとするときは、柿木村と協議し、その承諾を得て行うものとするというのが基本契約でございました。

この3本の基本契約で、本当なら、今回の3月31日までこの契約が生きているわけですから、結局そのことが整理をされなきゃいけないんだらうと思いますが、失礼しました、今年の3月31日です。

ただ、これにつきましては、今年の3月31日までに契約を解除させていただいて、いわば小笠原医師も、歯科医師も、町内のかかりつけ歯科医として現在の地域包括ケアのメンバーであるとか、そういったところに携わっていただいていますし、これからは乳児の歯科問題であるとかいろいろな問題に対して御貢献を期待しておりますので、私どもとしては、今年の契約の解除とともに、今回の歯科診療所の条例を廃止するというので、この問題には終止符を打ちたいというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。8番、藤升正夫議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 24ページの社会教育費で、サクラマス交流センター整備事業費として設計業務委託料とあります。この中には、建築確認申請まで含まれるのかどうか、その点についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 青木教育長。

○教育長（青木 一富君） お答えいたします。

建築確認申請が含まれるかどうか、申しわけございません、ちょっと確認しておりません。現在の設計の見積もりの中では、設計業務委託料という見積もりでいただいております、この中に建築確認申請が含まれるかどうか、ちょっと文面では確認できませんので、また後ほどお答えいたします。

○議長（安永 友行君） 4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 24ページの005の真田グラウンド管理費の改良工事費が7,800万円という大きい金額が減になっておりますが、これはもう少し詳しくお聞かせいただきたいんですが。

○議長（安永 友行君） 坂田教育次長。

○教育次長（坂田 浩明君） 入札減でこの7,800万円を減額するというところでございます。

当初は2億5,000万円ぐらいの予算でしたので、それは全面的、公認のグラウンドをつくるという当初、予算をですね、そういうことでしたが、昨年の3月議会の全協とかで公認化はやめるということで設計金額も抑えられましたので、この入札した金額と抑えられた設計額との差額も含めて、約8,000万円の減額という形になります。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升正夫議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 同じく、今の真田グラウンドの管理費の関係ですけども、この減額になった7,800万円というところなんですが、ベンチ等の整備がなかなか不十分な状態のままなっておるといことと、それと、どうしてもボールが外に出ざるを得ないままになっているという状況がございますが、そういうほうにどう対応するのか。この減額はそのままであろうとは思いますが、今後の方向についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 坂田教育次長。

○教育次長（坂田 浩明君） お答えをいたします。

ネットのかさ上げ、まあ、ボールが出るということがございますので、それは、この予算の中でさせていただこうというふうに思っています。

それから、ベンチというのは、済みません、どういう話題でしょうか。

○議員（8番 藤升 正夫君） 済みません、申しわけありません。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升正夫議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 済みません、今、下側に観客用のベンチを設置していますけれども、非常に量的には少ないものであるというふうに私は認識をしておりますので、さらなる増設という意味での質問です。

○議長（安永 友行君） 坂田次長。

○教育次長（坂田 浩明君） 選手のベンチということによろしい……

○議員（8番 藤升 正夫君） 観客です。

○教育次長（坂田 浩明君） あ、観客ですか、済いません、観客のほうのその人数が少ないというところまでは私どものほうで認識しておりませんので、それは予定には入れておりません。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） この件につきましてはですね、前議会で、今後契約変更はないんだということを前教育長が言い切っておりますので、いろいろ手直し等もあったわけなんですけれど、なかなか担当の教育委員会としてはできない部分があったので、予算がああして入札減等がありましたんで。

ただ、国道のほうへボールが出るというのは、まあ、たまにしかないんですけど非常に危険なことなんで、これについてはそれほど大きな金額かからんで、とにかくこれは早くやれということなんで、この減額した部分以外の中からそれはするように指示しておりますので、近いうちにやると思います。

ただ、それから、今の観客の椅子につきましては2段になったのがあるんですけど、これはまた後、そのものを見ますと取りつけて3段から4段になるようなものでございますので、使用状況を見ながら、必要であれば備品の増設というような形で対処させていただきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） 先ほどの、今の、グラウンドの関連になりますが、この真田グラウンドの整備はこうして入札減等であれがあったんですが、その周辺整備のですね、今の駐車場についても、までの、そういった、28年度も事業がしているのかどうか、そうした形がとれているのかどうか、ちょっとお聞きします。

○議長（安永 友行君） 坂田次長。

○教育次長（坂田 浩明君） 真田グラウンドの駐車場については、最初るときからいろいろと御指摘がありました。ただ、今周辺にそういう用地を直ちに求めるということはなかなか難しいので、28年度の予算では計上はしておりません。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第17、議案第10号平成27年度吉賀町一般会計補正予算（第7号）は、質疑は保留しておきます。

ここで休憩します。約10分間。

午後1時55分休憩

午後 2 時 05 分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

先ほどの一般会計補正予算のほうの教育委員会に関する質問の答弁残りがありますので、それをしていただいた後に、次の日程のほうに移らせていただきます。教育長のほうから答弁残りを。青木教育長。

○教育長（青木 一富君） 先ほどの 8 番議員さんの、サクラマス交流センター設計業務委託料に確認申請が含まれているのかという御質問でございますが、この経費の中には確認申請の経費が含まれております。

日程第 1 8 . 議案第 1 1 号

○議長（安永 友行君） 日程第 1 8、議案第 1 1 号鹿足郡事務組合理約の変更についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第 1 1 号でございますが、鹿足郡事務組合理約の変更についてです。

鹿足郡事務組合理約を別紙のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求める。

平成 2 8 年 3 月 7 日提出、吉賀町長、中谷勝。

これにつきましては、先般、鹿足郡事務組合の議会が行われまして、そちらで規約の変更等がされましたので、また、こちらの議会でも規約の変更の議決をいただくものでございます。

詳細につきましては、担当いたしております企画課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） それでは、議案第 1 1 号鹿足郡事務組合の規約の変更についての詳細説明をいたします。

本議案につきましては、先ほど町長の説明にもありました津和野町と吉賀町とで構成されます鹿足郡事務組合における有線テレビジョン放送施設の設置管理及び運営に関する経費につきまして、両町の負担割合を変更するという規約の改正でございます。

予算説明資料の 1 ページでございます。

新旧対照表を掲載しておりますので、これにより説明させていただきます。左側が、横長になっておりまして、左側が現行、右側が改正案ということで掲載しております。

それでは説明させていただきます。

現行の両町の負担につきましては、片仮名のア、維持管理費に係るものと、片仮名イ、投資的経費にかかわるものの2つの区分と今しております。これを、投資的経費にかかわるものについて、改正案をごらんいただきますと、(ア) 既存設備の機能を維持する事業と、(イ) 既存設備の機能を向上する事業であって、関係町から依頼された事業の負担分としております。

また、次のページに移りますが、人件費につきましては現行では項目はありませんが、これを、新たに負担区分を、負担割合を明確にしたところがございます。

この背景でございますが、現在、ケーブルテレビ施設につきましては両町それぞれの財産となっております。今後は条件が整い次第、順次、財産処分を行い、鹿足郡事務組合が財産を所有するように調整しているところがございます。

一方、津和野町内の施設と吉賀町内の施設につきましては、その整備方法が異なりまして、サービス内容や通信速度に差異が生じている状況でございます。財産処分、いわゆる鹿足郡事務組合への財産の譲渡に当たって、今後、サービスの均衡を図るために、例えば、津和野町内の設備を更新することも考えられるため、両町がそれぞれで整備した機能を向上する場合におきましては、それぞれの町の負担で行うことが適当だろうとの判断から、1ページのイにあります、既存設備の機能を向上する場合は、それぞれの町で負担して行おうよというのを追加したところでございます。

もう一つ、人件費の負担区分の追加につきましては、平成28年度から事務組合の組織体制が変更となることとなっております。これまで委託していました番組制作や議会中継、音声放送等につきましては、職員の直営に行うこととしております。

これまでは委託で行っていたところが職員の直営になるというところがございます。このため、その人件費に係る負担区分を明確にして、維持管理費とは切り離して考えたいというところで、人件費にかかわるものを追加したところがございます。

なお、もとに戻りますが、1ページのア、維持管理費に係るもの(人件費を除く)というところがございますが、これにつきましては、現行の計画においては、経費については原則として事務組合の歳入、使用料をもって充てることとしておりますので、28年度予算におきましては、両町の負担は生じない計画と今しております。

以上で、議案第11号鹿足郡事務組合規約の変更についての詳細説明といたします。よろしくお願いたします。

○議長(安永 友行君) 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。8番、藤升正夫議員。

○議員(8番 藤升 正夫君) 今の変更の部分なんですけども、片仮名のイで、投資的経費に係

るものというのが現行のものにありまして、それを、今度はアとイに分けて、既存設備の機能を維持する事業と機能を向上する事業であって、関係町から依頼された事業というふうに分けて行うというふうにした場合に、既存設備の機能を維持するという部分に、例えば、現行の日原にあります、送受信と番組制作も含めて、いろんな、要は日原にあります建物の中にある機器をさらにバージョンアップをすとかいうようなものは、この機能を維持するというほうに入ることになるのか、お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 現在想定している内容についてお答えしたいと思います。

まず、（イ）既存設備の機能を向上する事業であって、関係町から依頼された事業というところでございますが、これにつきましては、ちょっと具体的な話になろうかと思いますが、現在、津和野町内の番組等の伝送方法につきましては、津和野町内は光ファイバーケーブルと同軸ケーブルを併用したHFC方式という方式で伝送しております。一方、吉賀町におきましては、各加入者宅まで光ファイバーケーブルを接続しておりますFTTH方式という方式で伝送しております。

この決定的な違いにつきましては、通信速度が吉賀町内の場合は最大100メガまで出せるという機能がございます。一方、津和野町内におきましては、同軸ケーブルの距離にもよりますが、伝送速度が何分の1かになってしまうというところでございます。

このサービスが現状の中で差がありますので、このサービスを同様にするように、津和野町のほうがFTTH方式に更新すとかそういう完全な機能向上の場合につきましては、各町それぞれエリアの限定しておりますので、各町で負担するというところで、（イ）を想定しております。

今の既存のケーブルセンターにあります伝送機器類は全て共有となっておりますので、ここを改修する場合は、既存の設備の機能を維持する事業ということで、（ア）が該当してくると想定しております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか、ほかに。1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） この、パーセント、負担率の割合のもとになる、その80%の加入者数の割合、それは各町村で違うわけですので、その詳細とですね、それとあと音声は、また、次に書いてある音声放送受信世帯数割というのもまた数字が違うのですが、その辺の詳細がわかりましたら教えてください。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 平成28年度の予算、鹿足郡事務組合で計上しております予算の根拠につきましては、インターネット加入者数が、あ、失礼しました、ケーブルテレビ加入者数が、

吉賀町が2,622、津和野町が3,613と今把握しております。加人口数でございます。

まず、均等割、加入者数割でございますが、これは設立したときから2割8割でいってございまして、ちょっと、根拠につきましては現在承知しておりませんので、必要であればまたお答えしたいと思っております。

それで、先ほど、維持管理にかかわるものと人件費につきましてパーセントが違うということでございますが、まず、今回、人件費につきましてはいろいろ検討した結果でございますが、吉賀町の場合は、先ほどのHFC方式とFTTH方式の違いにより、音声のみ受信されている方がいらっしゃいます。約200世帯と今把握しておりますが、2,622とは別に、200世帯ぐらい音声のみ受信している方がいらっしゃいます。この件につきましては、鹿足郡事務組合のほうへは使用料は入らないことと、今、現行なっております。

ただ、実際に音声を聞いているというサービスの提供は一部受けているという状況ですので、これについては、告知放送等に係る経費として、人件費については音声等受信している人も含めて、均等にするのではないかと、割合にするのではないかとということが適当ということでこのようにしております。

一方、維持管理費につきましては、テレビ受信とかそういう設備でございますので、加入者割ということに従来どおりしているところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第18、議案第11号鹿足郡事務組合格約の変更についての質疑は保留しておきます。

日程第19、議案第12号

日程第20、議案第13号

○議長（安永 友行君） 日程第19、議案第12号吉賀町過疎地域自立促進計画の変更について及び日程第20、議案第13号吉賀町過疎地域自立促進計画の策定についてを一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議題となりました12号、13号でございます。

議案第12号吉賀町過疎地域自立促進計画の変更について、過疎地域自立促進計画、平成22年度から平成27年度までを別紙のとおり変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項の規定において、準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年3月7日提出。吉賀町町長、中谷勝。

これにつきましては、1次の、いわゆる自立計画についての変更でございます。

続きまして、13号、新しい計画でございますけれど、吉賀町過疎地域自立促進計画の策定について、吉賀町過疎地域自立促進計画、平成28年度から平成32年度までを別紙のとおり策定することについて、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年3月7日提出。吉賀町町長、中谷勝。

これにつきましては、変更と新規の自立でございます。担当いたします企画課長のほうから御説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 担当課長より詳細説明を求めます。深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） では、議案第12号過疎地域自立促進計画の変更についての詳細説明をいたします。

参考資料の3ページから、変更前と変更後の対照表を載せておりますのでごらんください。

本議案につきましては、平成22年度から27年度までの過疎地域自立促進計画の内容を変更するものでございます。

変更の内容は、主に、平成27年度の実施事業実績に合わせまして、現計画と調整するものでございます。

では、追加した内容につきまして、一つずつ説明させていただきます。資料の表の右側、変更後の中でアンダーラインで記載してあります箇所が変更となる場所でございます。

まず、3ページ上段におきまして、2、産業の振興、区分（8）観光またはリクリエーション施設の事業に、彫刻の道整備事業を追加しております。

次に、3、情報通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の中で、文章中に「安定した光ブロードバンドサービスの提供を行うことができる環境の構築に取り組む」を挿入しまして、その後、事業としまして初見河津線の舗装工事、入江線の改良工事及び、次のページになりますが、その他情報通信施設として高速情報通信基盤整備事業、その後、除雪車の更新、ソフト事業としまして、失礼、高速情報通信基盤整備事業と萩・石見空港の東京2便化支援事業を追加しております。

次に、4、生活環境の整備として、農業集落排水施設移設の事業。

教育の振興としまして、吉賀中学校下水道接続、六日市中学校大規模改修、柿木小学校給食室屋根改修を追加しているところでございます。

（10）特別事業としまして、これは先ほどの事業と、再掲、抜き出した事業でございますが、高速情報通信基盤整備事業と萩・石見空港支援事業を追加しております。

内容については、これまで予算で説明した内容となっております。

以上でございますが、この計画は本年度で最終年度となりますので、この変更をもって終了することとなります。あわせまして、過疎地域自立促進特別措置法の規定によります島根県との協議につきましては既に完了しておりますので報告をいたします。

以上で、議案第12号過疎地域自立促進計画の変更についての詳細説明を終了いたします。

引き続きまして、議案第13号吉賀町過疎地域自立促進計画の今度は策定についての詳細説明をいたします。

本計画は、過疎地域自立促進特別措置法の一部が改正され、施行期限が平成27年度末から平成32年度末まで5年間延長となったことに伴うものということにつきましては、全員協議会において既に説明したところでございます。

過疎計画の策定に当たりましては、県が作成します過疎地域自立促進方針に基づき、それぞれの市町村が策定することとなっております。

また、策定に当たりましては、総務省地域力創造審議官等々の連名によります指針がございまして、指示事項で、計画等の策定に当たって留意する事項が定められております。今回の策定に当たりましても、これらに基づき策定しているものでございます。

なお、今回は、過疎地域自立促進特別措置法の延長によるものでありまして、法の趣旨等は変更となっておりますので、そのため、島根県が作成しました過疎地域自立促進方針についても基本的な考え方は変わっておりません。

そのことに基づきまして、吉賀町においても、今回のこの計画は、その県の方針に沿ったもので作成しておりますので、順に説明いたします。

では、議案のほうに計画書を添付しておりますのでごらんください。

まず、最初1ページはぐったところに目次を掲載しております。この内容につきましては、全員協議会でこの項目で行きますと言った内容と同じものとなっております。

計画の中の概要を説明させていただきます。

まず、1ページから9ページにかけては、基本的な事項について掲載しております。

1ページからは、吉賀町の概況、2ページからは過疎の状況、4ページから人口の動向についてということで、前計画に合わせまして、直近の数値を表に追加しているところでございます。

特に5ページの上から2番目の表をごらんいただければと思いますが、人口につきましては、現在公にされております平成22年度の国勢調査の値が直近のものとなっておりますが、現在、平成27年度に行われました速報値が既に公表となっております。現在、平成27年10月1日時点の吉賀町の人口総数は6,371人でございますので、平成22年度と比較しましても、率にして6.5%減少しているということが現状でございます。

まだ年齢階層別の人口については公表されておられませんので、まだ内部調査の結果でございますが、それぞれの年齢構成においても減少していると思われますので、過疎化は引き続き続いているものと、この過疎計画では判断しております。

続きまして、6ページからは、財政状況について掲載しております。

この内容につきましては、先般全員協議会でも報告しておりますので、割愛させていただきます。

9ページをごらんいただき、今回新しく加わったのが下段のほうの(6)でございます。(6)としまして、公共施設等総合管理計画との整合について、過疎計画にも掲載しなさいということになっております。

ただ、まだこの計画については、今年度中の作成予定です。4月1日付で成案になるかと思っておりますので、それができましたら、今後、この過疎計画に変更して追加していく必要があろうかと考えております。

10ページからは、産業の振興について掲載しております。農業、林業、商業、観光、企業の促進等を引き続き行っていくこととしておりますが、14ページに具体的な事業を掲載しております。

今回は新たに企業誘致として、雇用促進賃貸住宅整備補助事業と、15ページになりますが、創業チャレンジ支援事業等に取り組むこととして事業を追加しているところでございます。

17ページからは、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進ということで掲載しております。

具体的な事業につきましては、1枚はぐっていただきまして、町道改良事業や林道整備などが主のものとなりますが、平成27年度から行っております、20ページに掲載しておりますが、高速情報通信基盤整備事業についても、引き続き必要に応じて行っていくこととして追加しております。

続きまして、22ページからは、生活環境の整備について記載しております。

下水道施設、広域で行っている廃棄物処理や消防、定住対策の課題となっております住宅の整備等を行うように記載しております。

中でも、24ページにございますが、簡易水道や下水処理施設の老朽化対策事業等、これから取り組んでいくこととしておりますし、25ページでは、自主防災組織の整備や防災資格取得事業を行い、過疎化が進む地域での自衛対策を行っていくこととしております。

26ページからは、高齢者の保健及び福祉の向上及び増進について掲載しております。

高齢者のみならず、子育て支援や障がい者福祉、地域福祉など、これまで行ってきた事業を引き続き拡充して行うこととしております。

施設につきましては、29ページに掲載しています地域活動支援センター等を計画しておりますし、喫緊の課題としましては、30ページ、買い物不便対策事業についても取り組むということとしております。

31ページからは、医療の確保について掲載しております。

事業的には、現在行っている事業を引き続き拡充しながら行うことと計画しております。

33ページからは、教育の振興について掲載しております。

学校教育施設の整備、公民館等の整備、吉賀高校の支援につきまして、引き続き行うこととしております。

37ページからは、集落の整備ということで掲載しております。

集落対策や定住対策につきましては、緊急の課題であると認識しております。人口ビジョンにおける目標値を達成するために、UIターン者の増加に向けての対策を特別事業、いわゆるソフト分を利用して行うこととしております。

39ページからは、いわゆる今までの計画の中の特別事業分、ソフト事業について再掲して、その事業内容を掲載しているところでございます。

以上、概略としまして、平成28年度からの5カ年の吉賀町の過疎計画とさせていただきます。

なお、先ほどの議案第12号でもございましたが、この過疎計画の策定時におきましては、議会の議決を得る前にあらかじめ県に協議しなければならないこととしておりますので、この事前協議につきましても既に完了しているところを申し添えておきます。

以上で、議案第14号吉賀町過疎地域自立促進計画の策定についての詳細説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑をします。質疑はありませんか。2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） まず、この新しく策定する自立促進計画の、17ページの、交通のところにはバス路線以外に云々とあります。ここで、現在本町では石見交通の広益線6便、特に津和野町との協定による広域線3便とかありますが、この広益線とか、津和野町との協定による広域線、岩国市との協定によるのも、この自立促進計画の中に含まれているというように理解しているものですか、それとも、それは別なのだということになるのですか。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 今の質問についてお答えいたします。

広益線自体は石見交通の事業でございますので、この過疎地域自立促進計画が直接適用になるものではございませんが、背景として掲載しているところでございます。

一方、町内バス路線等につきましては、資料の、今の計画書の42ページをごらんいただければ

ば掲載しておりますが、生活バス運行事業につきましては、事業者へ町のほうから支援を行うこととして、生活バス運行事業ということで過疎地域自立促進法の対象事業としているところがございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 津和野町との広域線と岩国市との協定による7便というのはどうなんですか。これは、この自立計画に入っているのですか、入っていないのですか。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 津和野町との協定による広域線3便、岩国市との協定による7便と、町内7路線の域内交通につきましては、この整備事業の、あ、失礼、計画の、事業の対象としているところがございます。

○議長（安永 友行君） 2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） その場合に、この広域線の3便とか、いわゆるバスの運行時間、時刻表については、担当はどこがされとるんですか。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

バスの運行時刻につきましては、事業者がそれぞれ決めているところがございます。町としましては、運行経費の赤字部分の補助を、助成をしているというところがございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） それと、先般、3月3日の全員協議会の説明資料の中では、この自立促進計画の中にその他として、基金等についても計上すると、構成するとありますが、ちょっと基金については、もう、私ちょっと興味があってどうなるのかなと思って見たんですが、その記述がないように思われますが、どこか別にあるんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 大変失礼いたしました。基金につきましては、今回、この過疎債を利用しての基金の造成というのが、今、計画にありませんので、現在の計画には掲載しておりませんので申しわけございませんでした。全員協議会の資料が、ちょっと項目立てが間違っていました。

○議長（安永 友行君） ありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） それでは過疎地域自立促進計画の変更の部分で、ちょっとこれページ数が打ってないので、一番最後ですね、最後のページに、高速情報通信基盤整備事業とそ

れから空港東京2便化支援事業の分がありますが、今、萩・石見空港の関係におきまして、新年度から、今の協議会のほうに入って、萩・石見空港利用拡大促進協議会に萩市と阿武町も入っておりますが、この両市町が、いわゆる負担金ですか、出さないというふうなことを耳にしましたが、両市町の対応はどうなっているのか、お聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 今の質問について、答えられる範囲で答えさせていただきます。

現在、萩・石見空港利用促進協議会におきましては、平成28年度の予算案の審議をしておるところでございますが、この範囲におきましては、萩市及び阿武町につきましても、負担金を計上するということが現在話をしておりますので、内々でそういう話があったかもしれませんが、ちょっと私そこところは承知しておりませんので、現在は粛々と進めているところでございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） それでは、議案第13号の、13ページ、これはもともとの文章と余り変わらないであります。この13ページの上から4行目以降で、いわゆる吉賀町における観光について、着地型観光の充実ということと言われておまして、発地型観光の観光客誘致は期待できないと、非常にその、いわゆるそういう事業をする事業者をつくることできないという意味なのか、今、観光について積極的な取り組みをしようということで、吉賀町も取り組みをしてきているというふうに感じておりますが、この観光の部分でどうなのか、ちょっとお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

もともとの13ページ、従来の過疎計画、いわゆる自立促進計画をもとに作成しておりますので、多少、ちょっと、文章的にまずい、表現がまずいところがあるのかもしれませんが。

発地型観光、観光客誘致が期待できないためといいますのは、いわゆる、従来行っております観光地が、いわゆる立派な施設があるとか、あの有名な施設があるとかというようなのはなかなか期待できないということを申し上げるところでございますが、今、観光協会として予算化して、観光情報の、観光資源の発掘とか行っておりますので、本町の豊かな森林や高津川源流等々、従来型の観光施設ではない観光を目指していくというところには変わりございませんので、説明させていただきます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 同じく交通のバス路線に関してですが、萩・石見空港の利用促進としながらも、萩・石見空港へ行くについてのバスの広域線持っておりませんが、そこへの交通

の利用等については何ら検討されてませんか、それとも検討するほどの余裕はないというのか。

東京のほうから、そこを利用して、「もし、そういうバスの便があったら帰ってくるんだが」というような声もときどき聞こえますが、現状ではそういうバス路線も何ら計画されておられません、そのあたりについては、どのように検討されておるのでしょうか。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

現過疎、この計画におきましては、そのところは明確には書かれておりませんので、今後必要であれば、また津和野町のタクシーの利用状況とかを見まして、掲載していきたいと思います。今後の検討事項となろうかと思えます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、日程第19、議案第12号吉賀町過疎地域自立促進計画の変更について及び日程第20、議案第13号吉賀町過疎地域自立促進計画の策定についての質疑は保留して、次の日程に入ります。

日程第21．議案第14号

日程第22．議案第15号

日程第23．議案第16号

○議長（安永 友行君） 日程第21、議案第14号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから日程第23、議案第16号吉賀町行政不服審査関係手数料条例の制定についてを一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議題となっております14、15、16号でございます。

行政不服審査法が改正されるということで、また整備をしなければならぬ条項がございますので、今回、御協議をお願いするところでございます。

議案第14号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成28年3月7日提出、吉賀町長。

続きまして、議案第15号吉賀町行政不服審査会条例の制定について、吉賀町行政不服審査会条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成28年3月7日提出、吉賀町長。

議案第16号吉賀町行政不服審査関係手数料条例の制定について、吉賀町行政不服審査関係手数料条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成28年3月7日提出、吉賀町長。

これにつきましては、詳細につきましては、担当しております総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは担当課長よりの詳細説明を求めます。赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） それでは、議案第14号から16号までの条例の詳細説明を行います。

まず、議案第14号の行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

参考資料の6ページをお開きいただきたいと思います。ここでは、行政不服審査法の改正の内容が図に示してございます。

今回の改正ですけれども、主なのは、審理員による審理手続あるいは第三者機関への諮問手続、これが新たに導入されたこと。

それから、不服申し立ての手続を審査請求に一元化をする。そして、審査請求の期間が60日から3カ月に延長されたこと。こういったことが主な改正の内容でございます。

この法改正が平成28年4月1日、来月から施行されることに伴いまして、吉賀町において関係する5つの条例改正を行う条例を制定するというのが今回の条例制定の趣旨でございます。

それでは、今度は個別にその5つの条例の改正内容についてごらんをいただきたいと思います。

資料の7ページのところから新旧表がついておりますので、そちらをごらんいただきたいと思っております。

まず、7ページの上のところですが、行政手続条例の一部改正でございます。これにつきましては見比べていただきましたらわかりますけれども、異議申し立てあるいは決定といった、そういった字句を削除するというものでございます。

それから、この条例制定の第2条につきましては、情報公開条例の一部改正でございます。

参考資料の7ページの下のところから改正の新旧表がついております。15条の2のところ、審理員による審理手続に関する規定の適用除外について、新たに挿入をするものでございます。

続いて、8ページ、資料の8ページのところですが、第16条の不服申し立てがあった場合の手続を審査請求があった場合の手続に改めて、情報公開審査会への諮問の除外と諮問に弁明書の写しを添付して、新たに規定するものでございます。

改正前の第2項、改正前の第3項以降は、不服申し立てを審査請求に改めるというものでございます。

それから、条例制定の第3条につきましては個人情報保護条例の一部改正です。参考資料では8ページの下のところからになります。

第29条の不服申し立てを審査請求に改めて、第2項に審理員による審理手続の適用除外について挿入をして、第3項で個人情報保護審査会への諮問の除外と諮問に弁明書の写しの添付を新たに規定するものでございます。

第30条以降は、不服申し立てを審査請求に改めるものでございます。

続きまして、条例制定の第4条ですけれども、職員の給与に関する条例の一部改正です。参考資料では、9ページの下のところになります。

これにつきましては、法改正による条項の修正でございます。

それから条例制定の第5条は、消防団員等公務災害補償条例の一部改正で、新旧表、参考資料では10ページのところに掲載のとおりでございます。異議申し立てを審査請求に改める字句の修正でございます。

以上で、第14号の詳細説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案の第15号の説明をさせていただきます。

吉賀町行政不服審査会条例の制定についてということで、これにつきましては、行政不服審査法の改正によりまして、新たに審理員による審理手続あるいは第三者機関への諮問手続が導入されることとなりました。この条例では、第三者機関である吉賀町行政不服審査会についての条例を制定するものでございます。

条例の内容は、所掌事務あるいは委員数、委員の委嘱、守秘義務、会長等について規定をしております。中身についてはごらんをいただきたいと思います。

めくっていただきまして、附則のところですけれども、2項につきましては、施行日の前であっても委嘱に係る行為ができるように準備行為ということで規定をしております。

第3項につきましては、非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正で、行政不服審査会の会長、月額6,500円、委員、月額6,300円とするものでございます。

なお、この行政不服審査会につきましては、吉賀町の方針とすれば、島根県に事務委託を考えております。ただ、島根県のほうからは、ことしの4月からの対応はできないという回答をいただいております。県のほうで委託ができるまでの期間、町でこの委員会を設置するということになるかと思っております。おおむね1年程度ではなかろうかと思っております。

以上が、議案第15号の詳細説明でございます。

続きまして、第16号の行政不服審査関係手数料条例の制定についてということで説明をさせ

ていただきます。

この条例につきましては、行政不服審査法の規定によりまして、提出資料等の写しの交付に係る手数料について条例を制定するものでございます。

第2条におきましては審理員に対して提出された書類について、第3条については審査会に提出された資料の写し等の交付について、それぞれ別表に定める手数料を納付しなければならないというものでございます。別表の金額につきましては、コピー料の例に倣って定めておるものでございます。

第4条につきましては、手数料の減免について細かく規定がしてありますので、またお読み取りをいただいたらと思います。

以上で、議案第16号の詳細説明を終わらせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第21、議案第14号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから日程第23、議案第16号吉賀町行政不服審査関係手数料条例の制定についての質疑は保留をしておきます。

ここで10分間休憩します。

午後3時00分休憩

.....

午後3時09分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第24. 議案第17号

○議長（安永 友行君） 日程第24、議案第17号吉賀町農地環境整備事業分担金徴収条例の制定についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 議案第17号でございます。

これにつきましては、農地の基盤整備をした場合の分担金、地元負担金でございます。

吉賀町農地環境整備事業分担金徴収条例の制定について、吉賀町農地環境整備事業分担金徴収条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成28年3月7日提出、吉賀町長、中谷勝。

詳細につきましては、所管しております建設水道課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。光長建設水道課長。

○建設水道課長（光長 勉君） それでは、議案第17号吉賀町農地環境整備事業分担金徴収条例の制定についての詳細説明をさせていただきます。

議案の1ページめくっていただきまして、吉賀町農地環境整備事業分担金徴収条例という条文が書いたところがございますけれども、そちらをお開きください。

農地環境整備事業につきましては、県が行う農業基盤整備等の事業でございまして、それについての地元負担金を、徴収するための条例でございます。

条例の内容につきましては、第1条が、趣旨でございまして、先ほど言いましたように県が行う農地環境整備事業に係る分担金の徴収というところでございます。

第2条が、被徴収者ということですが、土地の所有者及び耕作者ということでございます。

分担金につきましては、事業費の7.5%を限度とするということございまして、現在、圃場整備事業等実施しております中山間地域総合整備事業等と補助率が同じでございまして、国が55%、県が30%で、地元が15%の負担でございまして、それを町と土地所有者なり耕作者で、7.5%ずつ負担をしようというものでございます。

あと第4条が、賦課基準でございます。

それから、第5条、徴収方法でございまして、これにつきましても、従来の圃場整備事業と同様でございます。

第6条が、分担金の減免ということでございます。

それから、最後に附則でございまして、この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用するということでございます。

現在、この事業で、先ほどから、当初予算から出ているんですけども、立河内地区の圃場整備事業計画をしておるところでございます。それで、平成27年度から換地の業務に入っておりまして、それのところから、地元負担金の徴収が必要になるということでございます。

したがって、適用につきましては、平成27年の4月1日からということで、附則に書かしていただいております。

立河内地区にございましては、一応、12ヘクタールぐらいの圃場整備を予定しておりまして、平成32年に、一応、完成する予定で、現在、進めております。

本来ならば、平成27年の当初予算で、既に分担金等について計上しておりまして、今年の、この議会において、この条例を可決をいただいているというのが本来の筋であったところでござい

すけども、きょう、こうして今回の議会で条例を提案するという事になったことにつきまして、いろいろと関係者の方に対しましては、御迷惑をおかけすることになるということで、その辺は謝罪をさせていただいて、詳細説明とさせていただきたいと思っております。

どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 第6条の分担金の減免ですが、具体的に、減免なり免除する場合も、具体的な、もし例がありましたら、少しお示しをいただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 光長建設水道課長。

○建設水道課長（光長 勉君） ここで、具体的にどのようなものが該当するかということでございますけども、今、考えられるところと言うと、例えば、町が管理する農道であったりとか、町道であったりとか、水路であったりとか、そういった部分のところ、町が、当然、負担しなければならぬという部分につきましては、それを地元からいただくというのは、ちょっと問題があると思っておりますので、そういった部分が対象になるのではないかとこのように思っております。

それで、御承知のように、立河内の、今、計画している区域にも、当然、町道のつけかえ等の計画されておりますので、その辺のところ、ここが該当してくるのではないかとこのように思っております。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 集会所の建てかえも、その中であると思うんですけど、これはどのような扱いになりますか。

○議長（安永 友行君） 光長建設水道課長。

○建設水道課長（光長 勉君） 集会所は、当然、町が建てかえをしなければなりませんので、用地も含めて、用地造成等も含めて町のほうで全てやると。で、換地の中で若干その用地につきましては、今、移転を考えておりますので、全体の圃場整備の計画の中で、この用地を生み出して、それで対応をしていくということで、経費につきましては、町で負担することになると思っております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 済みません。第3条に分担金の総額は事業費の7.5%を限度とするということで、先ほど、国・県・町・土地所有者の負担の割合が示されております。で、例えば、今の立河内の圃場整備の場合、農業法人等を設立をした場合に、このちょっと、条例とはちょっと別個に言いますが、負担金が、例えば、2.5%にするとか、いうふうなことになることになったとき、今のそれぞれの負担の割合は、どのような形になるのかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 光長建設水道課長。

○建設水道課長（光長 勉君） 圃場整備の地元負担金の件につきましては、28年度の新年度の予算にも計上させていただいておりますけども、県単の事業で、集積等の割合によりまして、地元負担金、土地所有者であったり、耕作者が負担する部分について、集積等が進んだところについては、県がそれを補填してくれるという事業がございまして、基本的なこの事業の負担割合、国が55%、県が30%、町が7.5%、地元で7.5%、これは変わりませんが、その7.5%の地元が出す部分について、県から単独で補助が出るという制度がございまして、これを、今、実施してます中山間地域総合整備事業の地元負担金の中からについても、該当できるところがあるというところで、新年度予算の中で計上させていただいて取り組もうというふうに考えてます。

立河内につきましても、そういった集積ができれば事業の対象になるのではないかというふう
に思っておるところでございます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいですか。

それでは質疑がないようですので、日程第24、議案第17号吉賀町農地環境整備事業分担金
徴収条例の制定についての質疑は、保留をしておきます。

日程第25、議案第18号

○議長（安永 友行君） 日程第25、議案第18号吉賀町課設置条例の一部を改正する条例につ
いてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第18号でございます。

これには、内室の設置、また、事務の所管がえといったものがありますので、設置条例一部を
改正させていただきたいというものでございます。

吉賀町課設置条例の一部を改正する条例について、吉賀町課設置条例（平成17年吉賀町条例
第12号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年3月7日提出、吉賀町長、中谷勝。

詳細につきましては、総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願います。

○議長（安永 友行君） それでは、詳細説明を赤松総務課長のほうからさせていただきます。赤松
総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） それでは、議案第18号吉賀町課設置条例の一部を改正する条例に
ついて、詳細説明を行います。

中身につきましては、先ほど、町長が触れたとおりでございますけども、参考資料の11ページをお開きいただきたいと思います。

新旧対照表が掲載しておりますので、そちらで説明させていただきます。

今回の改正は、課の分掌事務第2条の改正でございます。

総務課の中に第16号吉賀高等学校の支援に関すること。これを加えて、改正前の16号を17号にするのが、1つ目の改正でございます。それから、建設水道課の第5号公営住宅の建築に関すること。これを削除して、第6号以降を繰り上げるというもの。

それから、税務住民課の第7号公営住宅の維持管理に関するのを、公営住宅の維持管理及び建築に関するものに改めて、公営住宅の建築に関するのを建設水道課から税務住民課へ移管して、公営住宅の維持管理と建築を一本化するというのが2点目の改正でございます。

以上で、詳細説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第25、議案第18号吉賀町課設置条例の一部を改正する条例についての質疑は、保留しておきます。

日程第26. 議案第19号

日程第27. 議案第20号

○議長（安永 友行君） 日程第26、議案第19号吉賀町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第27、議案第20号吉賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第19号、20号につきまして、御説明を申し上げます。

これにつきましても、上級法の改正により、改正するものでございます。

議案第19号吉賀町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、吉賀町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年吉賀町条例第34号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年3月7日提出、吉賀町長。

議案第20号吉賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、吉賀町消防団員等公務災害補償条例（平成17年吉賀町条例第189号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年3月7日提出、吉賀町長。

詳細につきましては、総務課長のほうから、また、御説明申し上げますので、よろしくお願ひします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） それでは、議案第19号と20号の説明をさせていただきます。

まず、議案第19号吉賀町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてということで、参考資料の13ページをお開きいただきたいと思ひます。

条例の新旧対照表がついておりますので、そちらで説明させていただきます。

労働者災害補償保険法による年金である保険給付につきましては、いわゆる労災年金と同一の理由により、厚生年金保険法による年金給付が支給される場合に、労災年金に乗ずる調整率が変更になったことにより、地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令が、平成28年の4月1日から施行されることによる今回の条例改正でございます。

改正されるのは、傷病補償年金と障害厚生年金等が支給される場合の調整率。それと、特殊公務災害加算部分の調整率。そして、休業補償と障害厚生年金等が支給される場合の調整率で、それぞれ改正される率につきましては、その表の中に示されてるとおりでございます。

それから、改正条例の附則のところですけども、経過措置でございますが、改正後の規定については、平成28年4月1日以降に事由が生じた傷病補償年金と休業補償、それから、4月1日以前に事由が生じた4月1日以降の期間に係る傷病年金について適用をするものでございます。4月1日以前に事由の生じた4月1日以前の期間に係る傷病年金と4月1日以前に事由の生じた休業補償については、なお、従前の例によるというものでございます。

続きまして、議案の第20号吉賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてということで、要因等は、先ほどの議案第19号と同様でございます。これも消防団員等公務災害補償制度による年金である損害補償給付と他の法律による年金である給付が併給される場合に消防団員等公務災害補償制度による給付に調整率を乗じた額を支給するというところで、その調整率の率が変わったというものでございます。

改正されるところにつきましては、その表の中のアンダーラインの部分でございます。それを見ていただいたらと思ひます。

附則についても、改正条例の附則ですけども、これも先ほどの議会議員等の公務災害補償条例の内容と全く同様でございます。

以上で、議案第20号の詳細説明を終わります。どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようです。質疑がないようです。

日程第26、議案第19号吉賀町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第27、議案第20号吉賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての質疑は、保留をしておきます。

日程第28. 議案第21号

日程第29. 議案第22号

日程第30. 議案第23号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第28、議案第21号吉賀町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についてから、日程第30、議案第23号吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議題となりました、議案第21号、22号、23号でございます。

これにつきましては、議会議員または非常勤特別職または町長等の報酬等を改定するというものでございます。

議案第21号吉賀町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について、吉賀町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例（平成20年吉賀町条例第41号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年3月7日提出、吉賀町長。

議案第22号吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償の支給条例の一部を改正する条例について、吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例（平成17年吉賀町条例第36号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年3月7日提出、吉賀町長。

議案第23号吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、吉賀町長等の給与等に関する条例（平成17年吉賀町条例第39号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年3月7日提出、吉賀町長、中谷勝。

この3件につきましては、詳細につきましては、総務課長のほうから御説明を申し上げます。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） それでは、まず、議案第21号吉賀町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についてから説明をさせていただきます。

参考資料は、16ページをお開きいただきたいと思います。

新旧対照表で説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、吉賀町特別職報酬等審議会の答申に基づきまして、議員の報酬を、別表第1、その改正後、右側の表ですが、それに改めるというものです。それぞれ、28万8,500円、24万円、21万3,500円、21万3,500円、20万3,500円と改定をするものでございます。

下の部分ですけれども、監査委員のほうから、旅費日当の見直しについての御指摘をいただいております。それに対して、職員の旅費に関する条例の一部改正を、本議会に提案をしておりますが、それと同様に、別表第2について、区分の中の郡内を削って備考欄に岩国市及び周南市への旅行の場合、日当は1,500円とするというもの、それを加えるという内容でございます。

続きまして、議案の第22号吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についての説明を行います。

参考資料は、17ページのところです。

こちらにつきましても、吉賀町特別職報酬等審議会の答申に基づいて、改正をするものです。

別表第1の中の公民館長の報酬、改正前で見ますと、年額44万800円となっておりますけれども、これを月額5万円に改定するというものでございます。

なお、報酬審議会の答申は、月額7万円というふうになっておりましたけれども、上げ幅が非常に大きくなるということで、段階的に改善していくということで、月額5万円とするものでございます。

下側の別表第4の費用弁償の改定につきましては、先ほどと同様の内容でございます。

続きまして、議案第23号吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について。

参考資料は18ページでございます。

まず、第5条の改正でございますけれども、これは職員の給与改定に準じまして、期末手当のうち、12月の支給率を100分の160から、100分の165に改正するというものでございます。

それから、別表につきましては、吉賀町特別職報酬等審議会の答申に基づいて、それぞれ、72万円、60万7,500円、57万2,500円に改定するというものでございます。

附則につきましては、改正条例の附則ですけれども、期末手当の改正については、平成27年4月1日から適用して、別表の給料の改定については、28年4月1日から適用するというものでございます。

以上で、詳細説明を終わります。どうかよろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を許します。質疑はありますか。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。

日程第28、議案第21号吉賀町議会議員の議員報酬及び期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についてから日程第30、議案第23号吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑は、保留しておきます。

日程第31. 議案第24号

○議長（安永 友行君） 日程第31、議案第24号吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、続きまして、議案第24号吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、吉賀町職員の給与に関する条例（平成17年吉賀町条例第42号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年3月7日提出、吉賀町長、中谷勝。

これにつきましては、やはり、総務課長のほうから詳細の御説明をしますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） それでは、議案第24号吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを説明させていただきます。

参考資料の19ページをお開きをいただきたいと思います。

まず、15条の2、これにつきましては、条項ずれ等による修正でございます。

それから、第21条第2項第1号の改正ですが、これにつきましては、去年の人事院勧告に基づくもので、勤勉手当の支給率について、再任用以外の職員は、100分の75から100分の80。再任用職員については、100分の35から100分の37.5に改正するというものでございます。

それから、別表第1の改正です。こちらにつきましては、地方公務員法の改正によりまして、保健師あるいは保育士も含めて、等級別基準職務表を給与条例で定めて、なおかつ、表現についても、相当する職務、あるいは、準ずるもの、そういった表現を用いないようにするという事に伴う改正でございます。

それから、別表第2につきましては、去年の人事院勧告に基づく給料表の改定でございます。条例のほうにずっとついておりますが、改正条例のほうについておりますが、そちらのほうをご

らんいただいたらと思います。

それから、最後、附則のところです。

改正条例の附則なんですけども、ちょっと複雑になっておりまして、まず、そちらのほうを説明をしたいと思います。

まず、給料表の改正ですけども、こちらにつきましては、平成28年4月1日から施行して、勤勉手当の改正については、平成27年4月1日から適用ということにしております。

それから、今回の給料表の改正につきましては、給料月額のおお半が下がることとなります。

附則の第3項においては、改正後の給料表の給料月額が現行の給料月額に達しない職員については、平成31年3月31日まで経過措置として、その差額を支給するというところで現行の支給、給料月額と同額を支給するという特例の規定を設けております。

先ほど申しましたように、今回の改正につきましては、現行の給料表からおお半が下がることとなります。附則の第3項の規定で、給料月額については、実際に支給される金額は減額になることはありませんけども、退職金等の算定については、給料表の金額が算定根拠となるために、給料表の適用を、平成27年4月1日にさかのぼって適用すると不利益が発生することとなりまして、給料表の不利益については、さかのぼらないということとなっておりますので、今回の給料表の改定で増額となる部分がありますけども、それが、その附則の第2項に表に書いてありますが、1級でいいますと1号級から93号級まで、2級でいいますと1号級から23号級まで、3級の1号級から7号級まで、これが上がる部分です。こちらの上がる部分については、平成27年4月1日から適用するというものでございます。

それから、附則の第4項については、改正後の給料表で現行の給料表より増額となる場合には、既に、支給された部分については、内払いとするというものでございます。

以上が、議案第24号の詳細説明でございます。どうかよろしくお願ひいたします。

それから、ちょっと、先ほどの補正予算の答弁で、ラスパイレスのことで答弁しましたけども、ちょっと、1点訂正をさせていただきます。

昨年4月1日現在のラスパイレス指数、99.9と申しましたが、99.8でございます。99.9は一昨年ですので、0.1ポイント改善しておりますので、訂正をさせていただきたいと思ひます。どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、日程第32、議案第25号吉賀町職員等の旅費に関する……失礼しました。

質疑がないようですので、日程第31、議案第24号吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑は、保留して次に行きます。

日程第32 議案第25号

○議長（安永 友行君） 日程第32、議案第25号吉賀町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 続きまして、議案第25号でございます。

吉賀町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、吉賀町職員等の旅費に関する条例（平成17年吉賀町条例第45号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年3月7日提出、吉賀町長、中谷勝。

詳細につきましては、やはり、総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの説明を求めます。赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） それでは、議案第25号吉賀町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についての詳細説明を行います。

参考資料の21ページをお開きをいただきたいと思います。

新旧対照表で説明させていただきます。

この条例改正につきましては、昨年1月の例月出納検査報告で、日当について県内は郡内、益田管内、その他県内とそれぞれ規定されておりますけれども、県外については一律で不合理を生じるおそれがあるので、見直しを検討するよにという御指摘をいただいたことによりまして、今回、改正をするものでございます。

別表の1につきまして、区分の郡内を削って、備考欄に岩国市及び周南市への旅行の場合、日当は1,500円とするというものを加えるというものでございます。

改正後の旅費規程につきましては、28年の4月1日からの施行を予定をしておるところでございます。

以上で、詳細説明を終わります。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。

日程第32、議案第25号吉賀町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についての

質疑は、保留しておきます。

日程第33. 議案第26号

○議長（安永 友行君） 日程第33、議案第26号吉賀町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第26号でございます。

吉賀町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、吉賀町固定資産評価審査委員会条例（平成17年吉賀町条例第65号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年3月7日提出、吉賀町長。

これにつきましては、税務住民課長のほうから御説明を申し上げますので、よろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 失礼します。それでは、議案第26号吉賀町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についての詳細説明を行います。

参考資料は22ページより23ページに新旧対照表を載せております。

これは、先ほど、総務課長のほうから行政不服審査法の改正について説明があり、それに関連する部分でありまして、平成26年6月13日に行政不服審査法、また、行政不服審査施行令が、平成27年11月26日に公布されました。いずれも平成28年4月1日から施行されることに伴いまして、固定資産税評価審査委員会条例を改正する必要性が生じたということで、この新旧対照表のとおり改正するものであります。上位法等によって名前が施行令に変わった部分、それから、追加された内容等、それからまた、メール等での申し出等の記述等を入れているということでありまして、この新旧対照表のとおり改正するというので、簡単ですが詳細説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） 以上で、担当課長よりの提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。

日程第33、議案第26号吉賀町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についての質疑は、保留をしておきます。

日程第34. 議案第27号

○議長（安永 友行君） 日程第34、議案第27号吉賀町税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議題となっております、議案第27号吉賀町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部を改正……。 （発言する声あり）

大変失礼いたしました。書いたままを読んでおかしかったので、ちょっと訂正を議長にお計らい願いたいんですけど、改正する条例の中から一部の改正する条例がなんか二重になっておりますので、その部分を削除させていただきたいというふうに思いますが、いかがでございましょうか。 （発言する声あり）

○議長（安永 友行君） お諮りします。

ただいま町長より、申し入れがありました、議案第27号の吉賀町税条例のくだりですが、議案の中では、吉賀町税条例の一部を改正する、その次の、条例の一部を改正する、を削除してください。そうすると、つながります。また2回にはなりますが、大体そういうパターンです。

削除したものを読み上げます。

吉賀町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について。

ということです。

それでは、議案第27号の議案の頭の重複した部分を削除することを了解いただきましたので、そのようにします。町長。

○町長（中谷 勝君） どうも大変失礼いたしました。

議案第27号吉賀町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、吉賀町税条例等の一部を改正する条例（平成27年吉賀町条例第33号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年3月7日提出、吉賀町長。

これにつきましても、税務住民課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 失礼します。大変失礼しました。

それでは、議案第27号吉賀町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、詳細説明をさせていただきます。

参考資料の24ページに、新旧対照表を載せております。

この改正は、平成28年度与党税制改正大綱において、一部の手続における個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示されたため、吉賀町条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものということであります。

これについては、既に、27年の税制改正の条例の改正の中で出た部分でありまして、新旧対照表上の第1条の改正後に第2号の第52条のこの下線です。この部分については、町県民税の減免申請について、個人番号の記載を求めないという条例改正になっております。

それから、第139条の3第2項の関係であります。

これについては、特別土地保有税の減免申請において、個人番号の記載を求めないという改正がなされたということです。

以上、簡単ですが詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。

日程第34、議案第27号吉賀町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についての質疑は、保留をしておきます。

○議長（安永 友行君） お諮りをします。本日の会議は、これで延会にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、本日は、これで延会することに決定をいたしましたので、本日は、これで延会をします。

御苦勞でございました。

午後3時58分延会
